

# 三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画

(第2章：海岸保全施設の整備に関する基本的な事項)

平成27年12月一部変更

(平成15年3月)

愛 知 県

## 第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

### 1. 海岸保全施設の整備の考え方

第2章では、沿岸の各地域ごとに海岸において「海岸保全施設」を整備していくに当たっての基本的な事項を定める。なお、第1章で設定した防護・環境・利用に関する事項は施設整備の際に十分配慮されることが前提となるため、海岸管理者としての海岸保全施設の整備の考え方を整理する。

#### 1-1 防護面について

##### 1-1-1 海岸施設の概況（経緯）

愛知県の三河湾・伊勢湾沿岸は、昭和28年の13号台風及び昭和34年の伊勢湾台風で発生した高潮により甚大な被害を受けてきたため、その災害復旧により昭和37年頃までには、ほとんど全ての海岸に堤防や護岸等の海岸施設が築造されている。

しかしながら、それらは50余年を経過し、海岸施設の老朽化、地盤沈下等による機能低下や背後地の利用状況の変化等により、海岸施設の防護機能の回復・向上が必要となっている。

一方、地震・津波については、昭和19年の東南海沖地震以来、大地震は発生していないが、近年、中央防災会議において近い将来に南海トラフを震源域とする地震の発生が指摘されている。

##### 1-1-2 防護目標

海岸は、津波、高潮、波浪による災害から背後の人命や財産を防護する役割を担っている。このため、海岸の防護は、気象、海象、地形等の自然条件及び過去の災害発生の状況を分析し、背後地の人口・資産の集積状況や土地利用の状況等を勘案して、所要の安全を適切に確保する防護水準を定めることとする。三河湾・伊勢湾における防護目標は以下の通りとする。

高潮防護目標：

潮位については、天文潮位としては台風期平均満潮位とし、高潮偏差としては伊勢湾台風規模の偏差を地域毎に整理し、最も影響が大きい（偏差が高い）偏差を用いることとする。

この潮位に50年確率波浪を用い、背後地の状況を踏まえた上で必要となる防護機能を施設整備目標とする

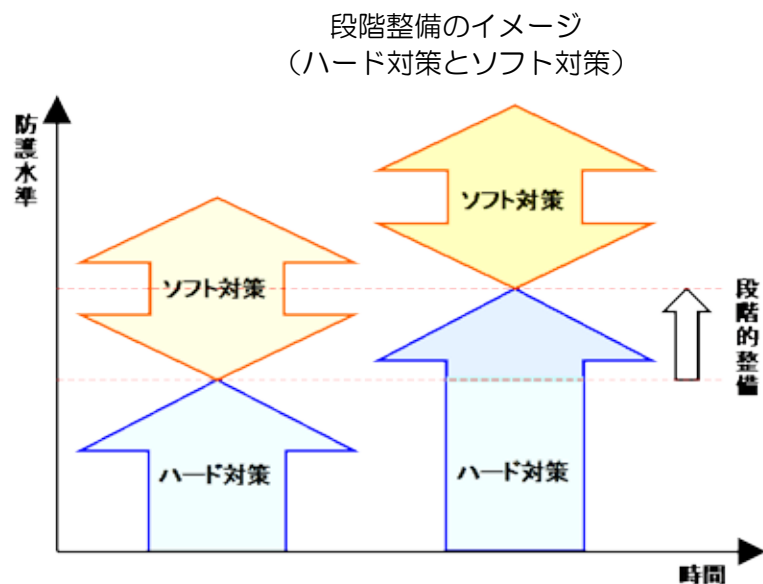
地震・津波防護目標：

南海トラフ沿いで過去に発生した地震モデルとして、内閣府と方針等について相談しながら県が独自に検討した、「宝永地震モデル」、「安政東海・東南海地震モデル」、「昭和東南海・南海地震モデル」、これらの地震を包絡した「5地震重ね合わせモデル」による各津波高を比較し、地域毎に最も影響が大きい（津波高が高い）津波に対し、必要となる防護機能を施設整備目標とする。

### 1-1-3 海岸整備の取組み方

海岸保全施設の整備は、施設の状況や背後地の利用状況、環境面への影響等を勘案し、所要の安全を確保するよう計画されるものであるが、施設が整備されるまでに要する時間と経費、その間の新たな技術開発などを踏まえると段階的な整備目標を設定し効率的な整備を行うことが必要である。

このような段階的整備の過程においては、海岸保全施設の整備（ハード面）による対策だけでなく、住民参加による避難体制の強化等、地域防災対策（ソフト面）による補完が必要となる。このため、海岸管理者は、関係機関、沿岸市町村、地域住民との連携を図りながら海岸保全施設の整備に取り組むこととする。



## 1-1-4 海岸施設の状況



### 施設の沈下・老朽化または海岸の侵食が進んでいる区域

資料： 堤防：平成 24 年 機能点検結果

水閘門（水管理・国土保全局、農村振興局海岸）：築後 50 年以上経過した施設

（港湾局、水産庁海岸）：平成 26 年 施設点検結果

海岸施設の沈下・老朽化は湾内全体にみられ、防護機能の低下を招いている。特に海部郡では地盤沈下による海岸堤防の沈下が進んでいる。

港湾・漁港内には老朽化が進んだ水閘門が多く存在している。また、水管理・国土保全局及び農村振興局海岸についても、築後 50 年以上経過した施設が多く存在し、老朽化の進行が危惧される。

## 1-1-5 海岸保全施設の施設整備

海岸保全施設の整備は、施設の防護機能が不足している箇所において、所要の安全性を確保するために行うものである。

海岸の堤防高は、施設整備目標の津波及び高潮・高波に対応する必要堤防高を比較して、高い方の堤防高を基本に検討することとする。検討にあたっては、越波・浸水の低減効果、海岸の利用・環境・景観及び経済性等を総合的に検討し、河川管理者や港湾及び漁港の管理者等、関係機関と調整した上で、必要な堤防高を確保する。

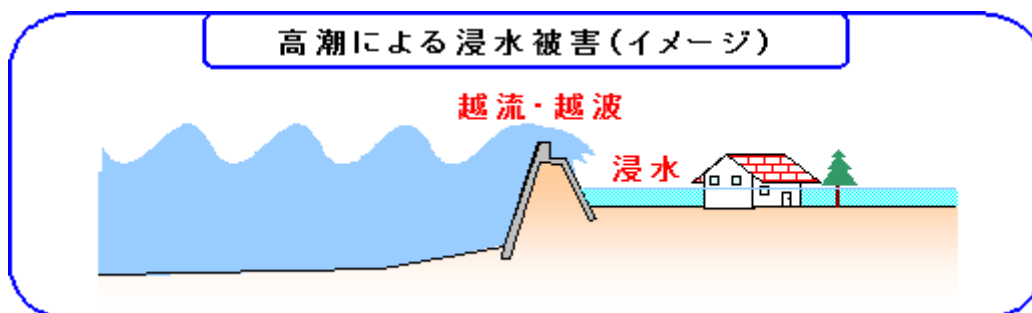
また、海岸保全施設と、その近傍にある防潮堤など海水の侵入による被害を軽減する効果を有する施設と一体的に整備するなど、地域の状況を踏まえた整備となるように必要に応じて検討を行う。

なお、減災効果を目指し、施設の効果を粘り強く発揮するための構造上の工夫については、主に、堤防の破堤により浸水が生じた場合、浸水域の拡大や浸水の長期化が予測されるゼロメートル地帯を防護する区間及び、地形条件などにより津波高が局所的に卓越すると予測される区間など、現地の状況に応じて必要な対策を実施していく。

### 高潮対策を行う箇所

施設整備目標の高潮が発生した時に、海水が海岸施設を乗り越え、背後地への浸水被害や海岸施設の安定性への影響が想定される区間を整備する。

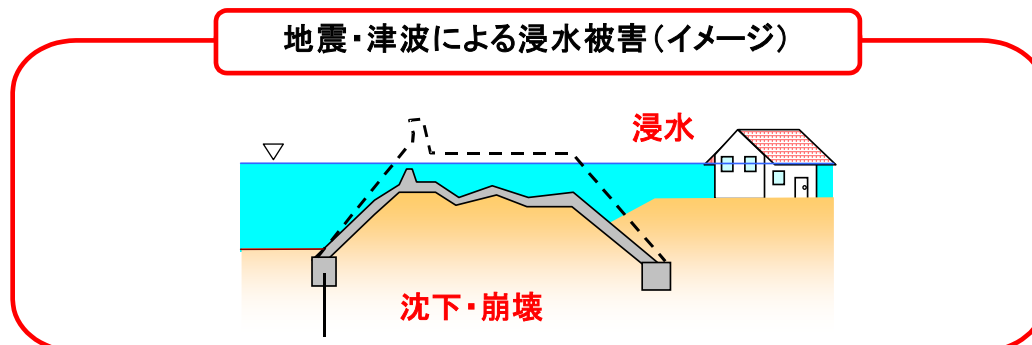
#### 高潮による浸水被害(イメージ)



### 地震・津波対策を行う箇所

施設整備目標の地震・津波が発生したときに、地盤の液状化や施設の老朽化などにより海岸施設が沈下・崩壊し、背後への浸水被害が想定される区間を整備する。

#### 地震・津波による浸水被害(イメージ)



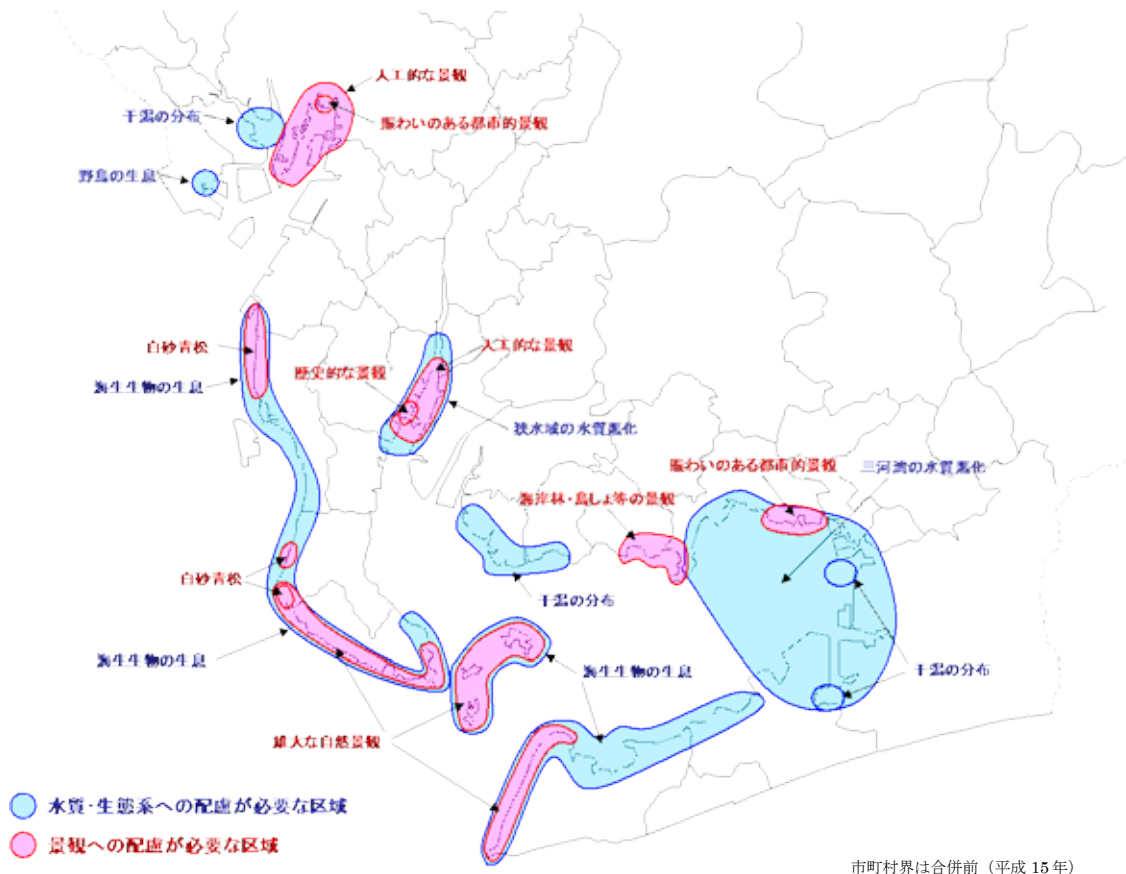
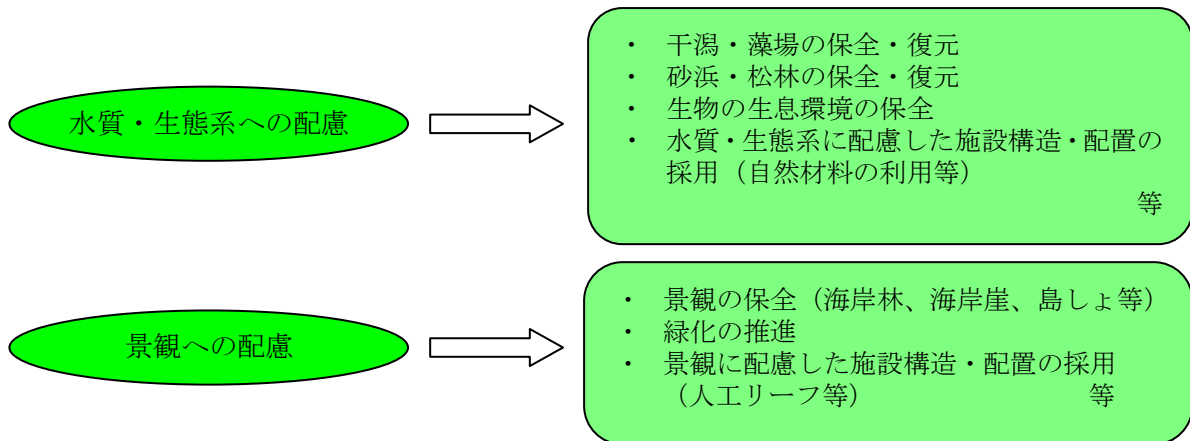
## 1-2 環境面について

第1章「3-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項」において述べたように、海岸環境を整備・保全すべき地域は、様々な生物が生育・生息する豊かで多様な海辺の自然環境や、名勝や自然公園等の風光明媚な海岸景観等が残っている地域、または海岸環境が著しく悪化している地域である。

当沿岸には、知多半島や渥美半島に代表される三河湾国定公園などの雄大な自然景観と、港湾等の開発により人工的に創られた景観が混在している。

自然が残されている地域には、多種多様な生物が生息し、その自然環境の保全が求められている。一方、近年の水環境の悪化や海岸線の人工改変により、貴重な自然環境が減少しているところでは、砂浜や干潟の復元など新たな自然環境を創出する試みも求められている。

以上のことから、施設整備にあたって環境面からの配慮すべき事項は、「水質・生態系への配慮」、「景観への配慮」とする。



水質・生態系への配慮が必要な区域、景観への配慮が必要な区域

### 1-3 利用面について

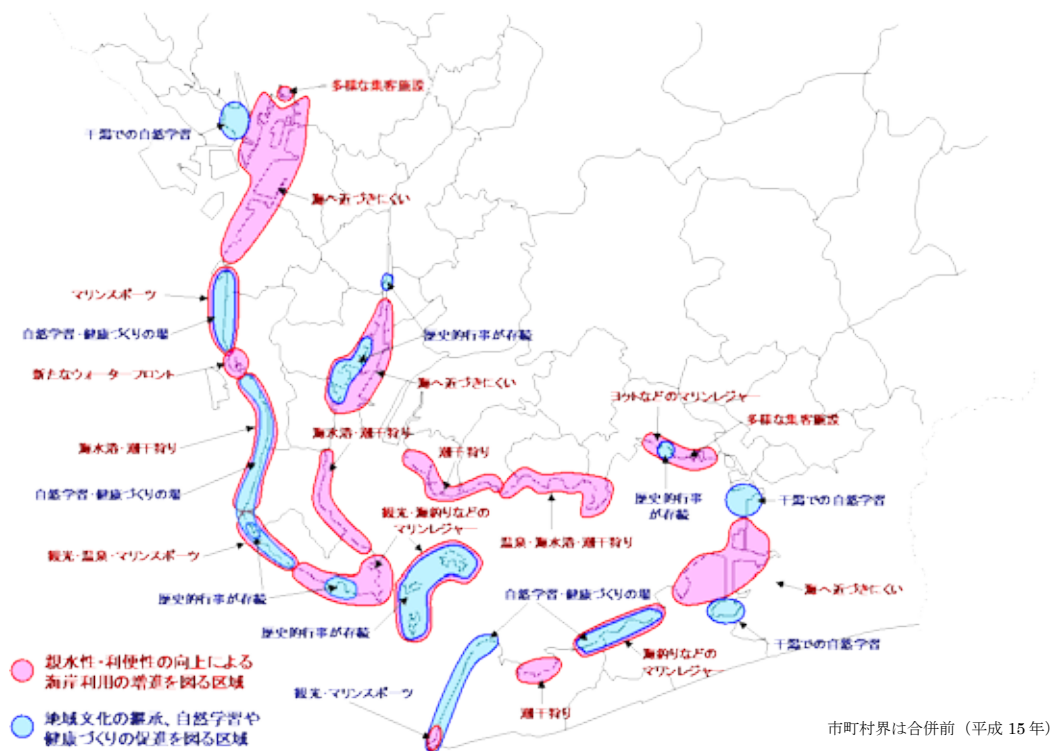
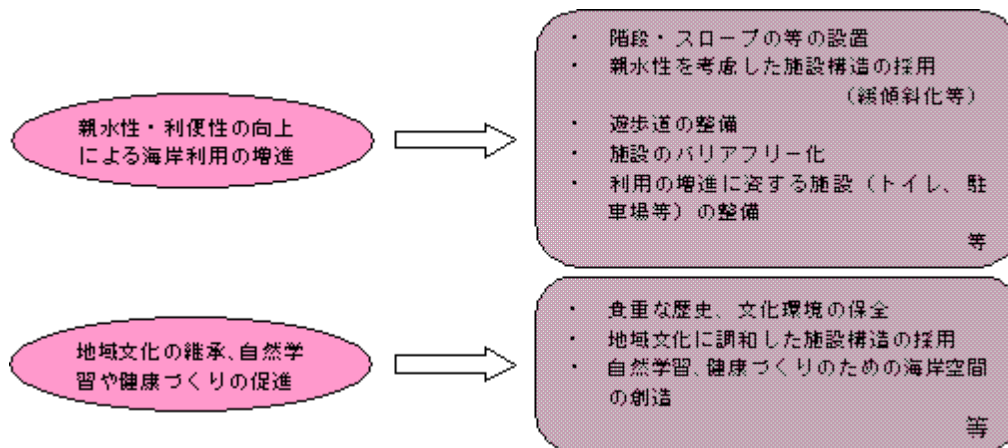
第1章「3-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項」において述べたように、海岸の適正な利用を図るべき地域は、海洋性レクリエーション、体験学習、憩い、健康増進の場、さらには地域文化の形成・継承の場等として利用すべき地域や港湾、漁業活動等の社会基盤として利用すべき地域である。

自然環境が残されている地域では、その自然の恵みを楽しむことができる漁業やマリレジャー等が盛んに行われているが、近年において海洋性レクリエーション需要が増大するなど、海岸利用者の多様化、量的増大により様々なサービス施設が求められている。

一方、港湾機能を中心とする多様な産業活動は人々の海への親近感を削いでいるため、水際線へのアクセシビリティを向上させ、賑わいのある都市的空間を創出することが求められている。

また、各地では古くから伝わる歴史的資産や行事などの地域特有の文化も存在している。

以上のことから、施設整備にあたって利用面からの配慮すべき事項は、港湾・漁業活動のほかに、一般的な利用として「親水性・利便性の向上による海岸利用の増進」、「地域文化の継承、自然学習や健康づくりの促進」とする。



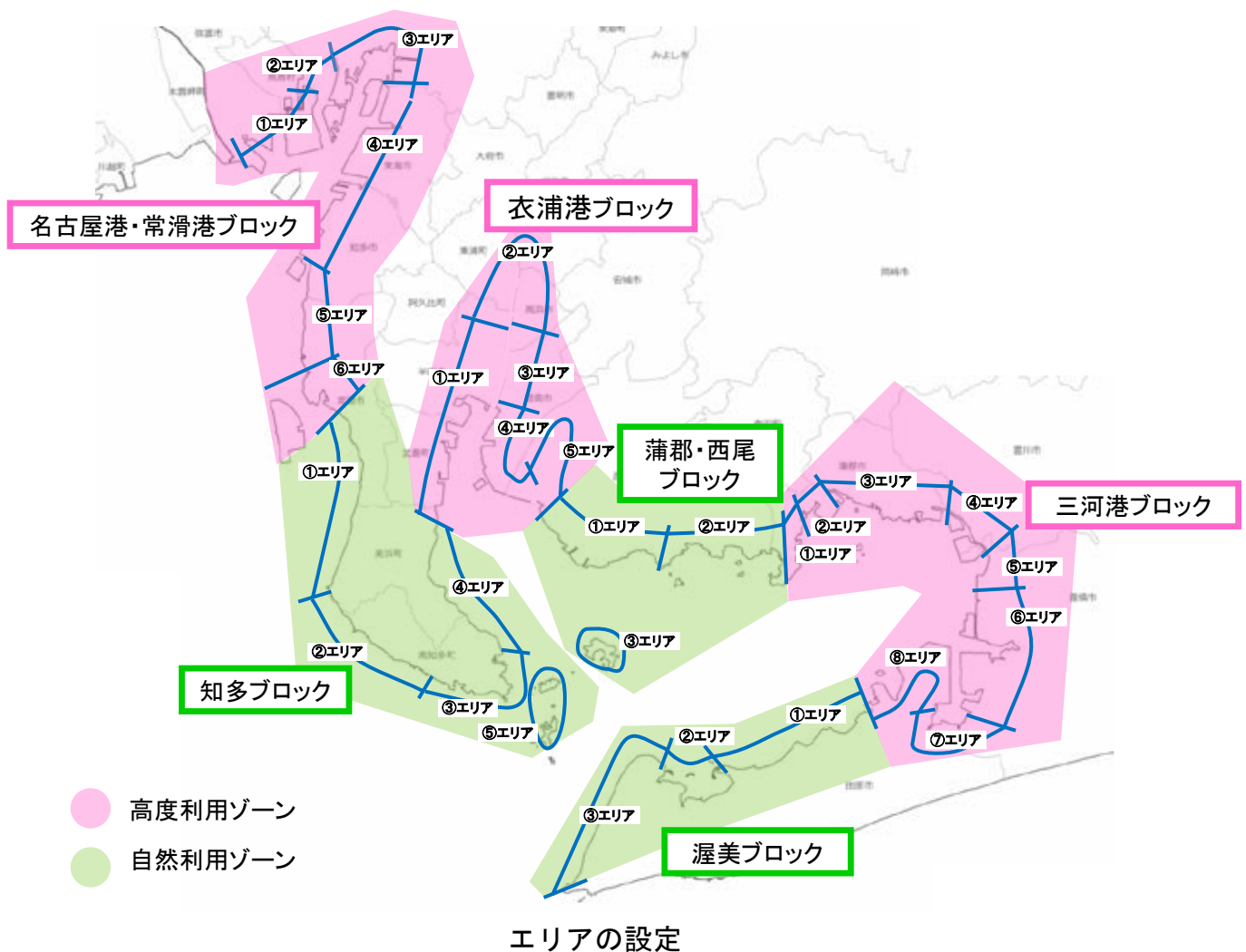
親水性・利便性の向上による海岸利用の増進を図る区域  
地域文化の継承、自然学習や健康づくりの促進を図る区域

## 2. 地域の特性に応じた整備方針

整備方針は、第1章で示した各ブロックの基本方向を念頭におき、沿岸の各地域の海岸において海岸保全施設を整備していくにあたり、防護・環境・利用への対策が地域の特性に応じ、全体としてバランスよく調和される必要があるため、各ブロック内で所管や行政単位で区分されている細かな地区海岸をグループにまとめ、広域的・計画的な観点や周辺との関連が保たれるよう定めるものである。

### 2-1 エリアの設定

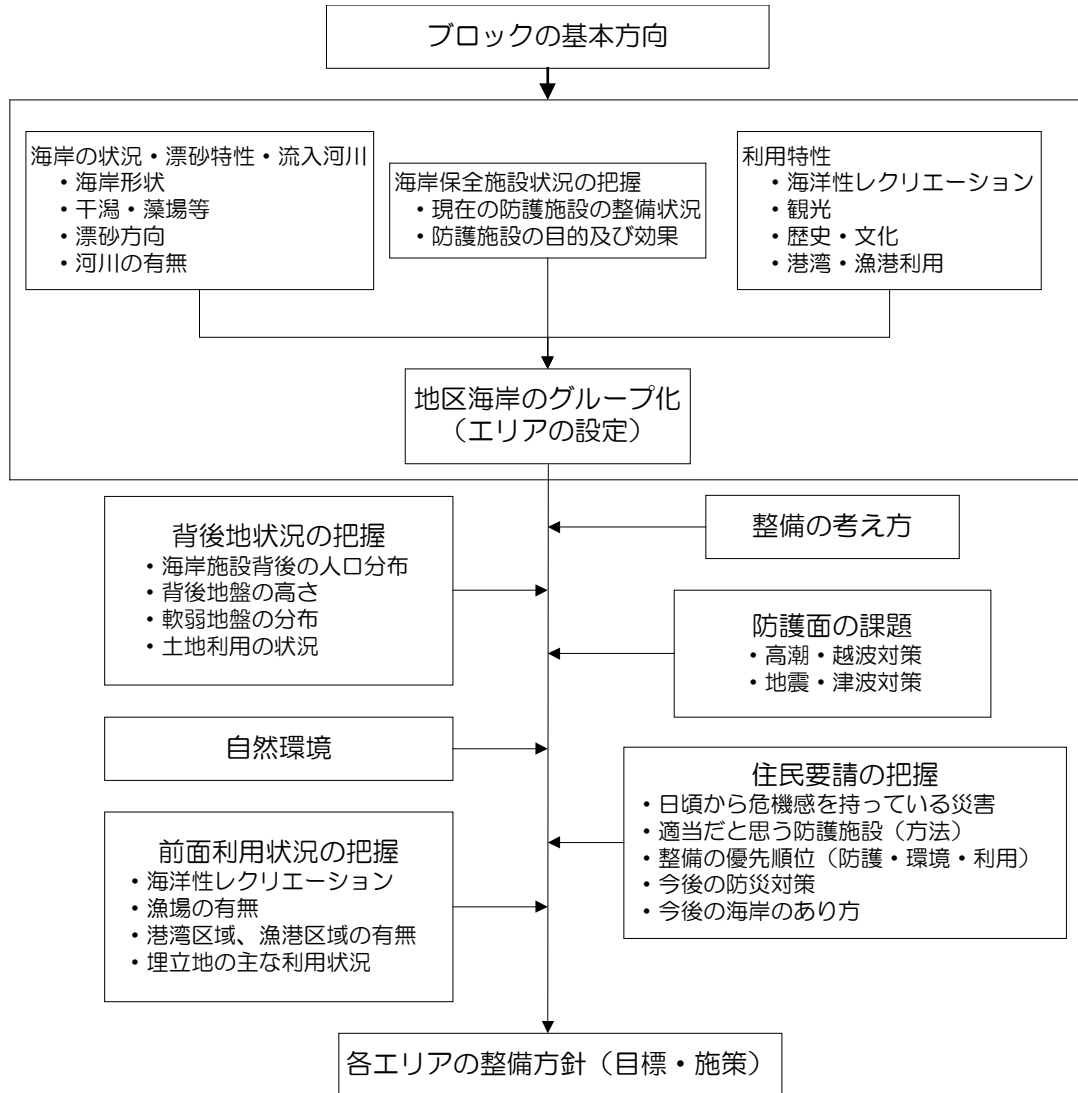
エリアの設定は、ブロックの海岸を海岸整備形状等の防護面の海岸状況、地形や水・砂の動き等の環境面の海岸状況、レクリエーションや港湾・漁業活動等の利用面の海岸状況を分析し、特性の類似した地区を連続してグループ化し、これをエリアとする。





## 2-2 整備方針

地区海岸毎に現況分析を行い、下図フローの手順により、エリア毎で整備方針を設定する。



### 3. 施設整備計画（中期）

施設整備計画は、中期的なものとし、継続箇所及び概ね 27 年度より 10 年以内に着手又は着手検討する箇所について策定する。

但し、ここでは維持的な補修工事は除くものとする。

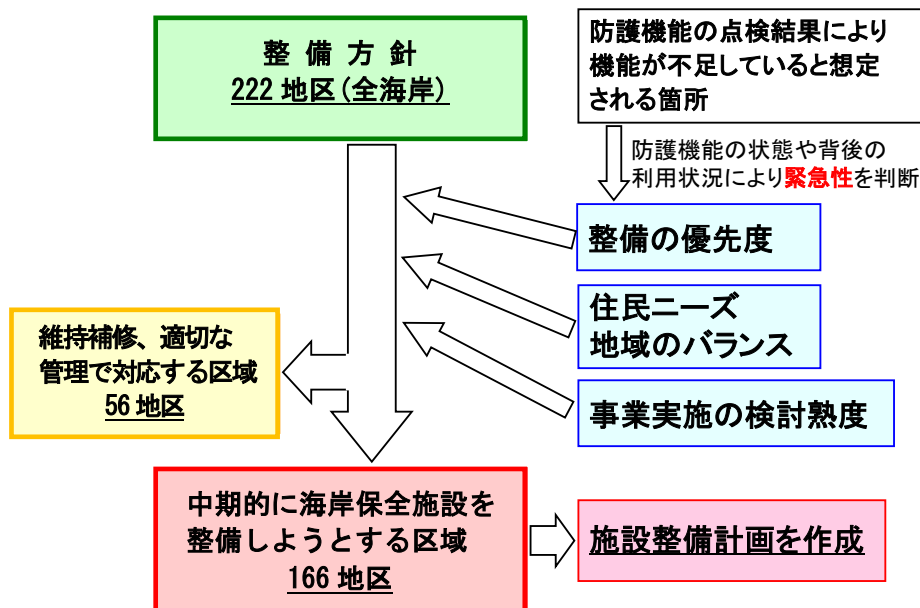
#### 3-1 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域については、整備の優先度や地域のバランス、事業実施の検討熟度を考慮して設定する。整備の優先度は、施設整備の基本は防護と考え、海岸施設の防護機能の状態や背後の利用状況等により緊急性を判断して決定する。

なお、愛知県においては、優先して整備する地震・津波対策として「第 3 次あいち地震対策アクションプラン」（平成 26 年 12 月公表）において位置付けた「浸水・津波から命を守る」対策をターゲットとして、背後地において甚大な被害が予測される区間の堤防、及び老朽化が進行、若しくは津波到達時間が短いと予測される水門等について必要な整備を優先して行うこととする。

また、高潮対策については、浸水被害が発生した区間や施設整備目標に対し防護機能が不足する区間、及び老朽化が進行している海岸保全施設に対し必要な対策を実施していく。

但し、実際の整備箇所は詳細な調査により決定するので、整備のための詳細検討の必要な箇所を「整備対象区域」として示す。



海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

### 3-2 海岸保全施設の種類・規模及び配置

海岸保全施設の種類・規模及び配置については、海岸保全施設を整備しようとする区域において、防護・環境・利用の整備の目標を踏まえて適切に設定するが、現時点では概略的なイメージとして示し、実施にあたっては、詳細な調査・検討を行い、その地域の特性を生かした海岸保全施設の種類・規模及び配置を決定する必要がある。

### 3-3 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設による受益の地域については、高潮対策の整備目標である「台風期平均満潮時に伊勢湾台風が再来したと仮定した場合の想定高潮」に対する防護区域とする。

### 3-4 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

海岸保全施設については、良好な状態に保つよう維持・修繕し、海岸の防護に支障を及ぼさないよう努める。

具体的には、海岸保全施設の点検を効率的・効果的に実施するための情報整理を行い、防護機能に影響を及ぼす変状や施設の損傷・劣化をとらえるため、巡視（パトロール）や定期点検を行う。

点検にあたっては、地形等により劣化や被災による変状が起こりやすい箇所に留意するとともに、特に、地震、津波、高潮等の発生後においては、異常時点検を行うものとする。

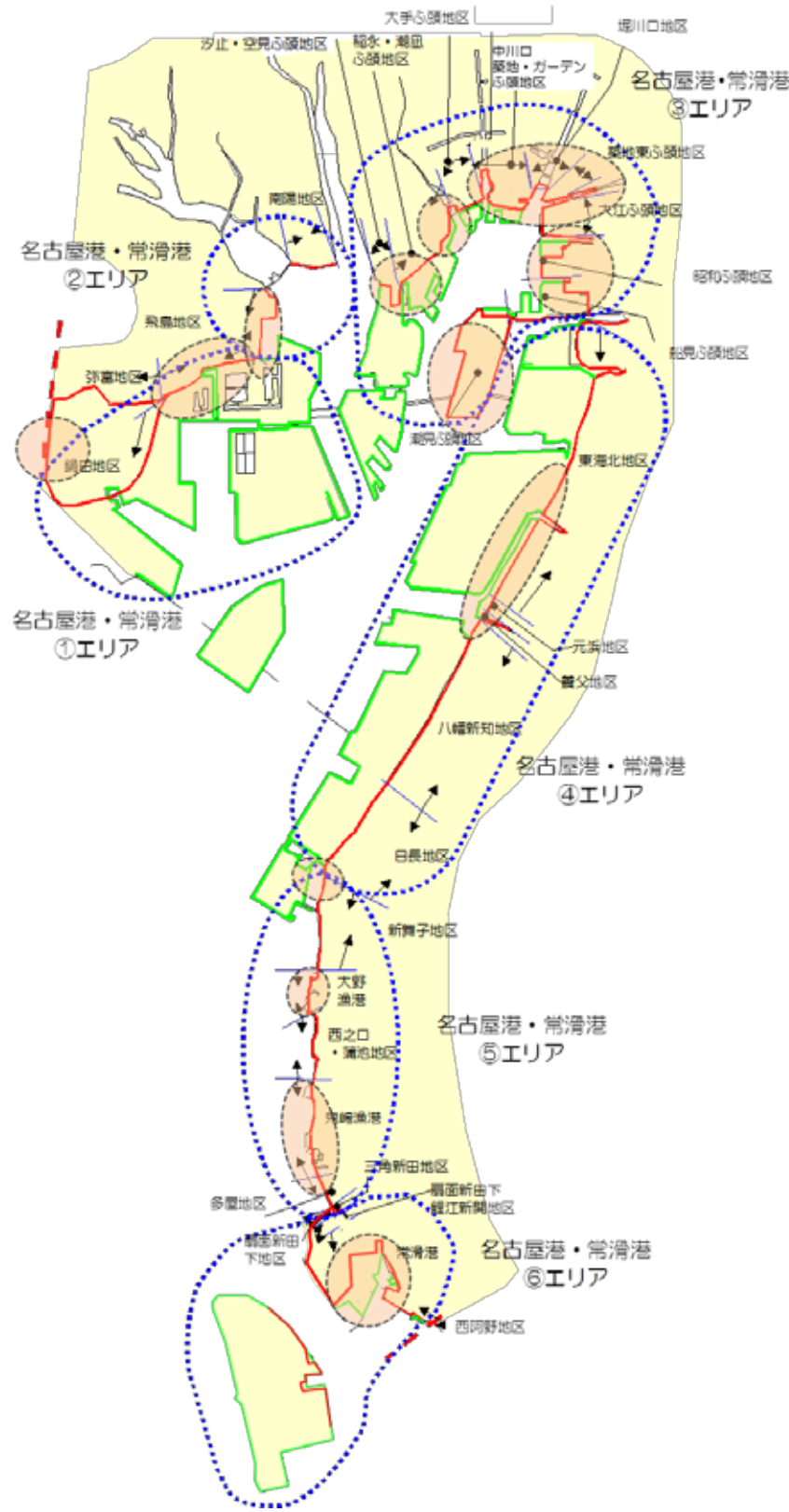
さらに、点検結果を踏まえ、海岸保全施設の防護機能の低下を把握するための健全度評価を実施し、施設の位置、背後地や利用者の安全等を勘案した、適切な点検・修繕等の維持管理に関する方針を検討する。

修繕等予防保全が必要と評価された海岸においては、点検、修繕等に関する計画を含む長寿命化計画を策定し、海岸保全施設の維持・修繕を計画的に実施する。

# 整備方針及び施設整備計画

## 高度利用ゾーン

[名古屋港・常滑港ブロック]



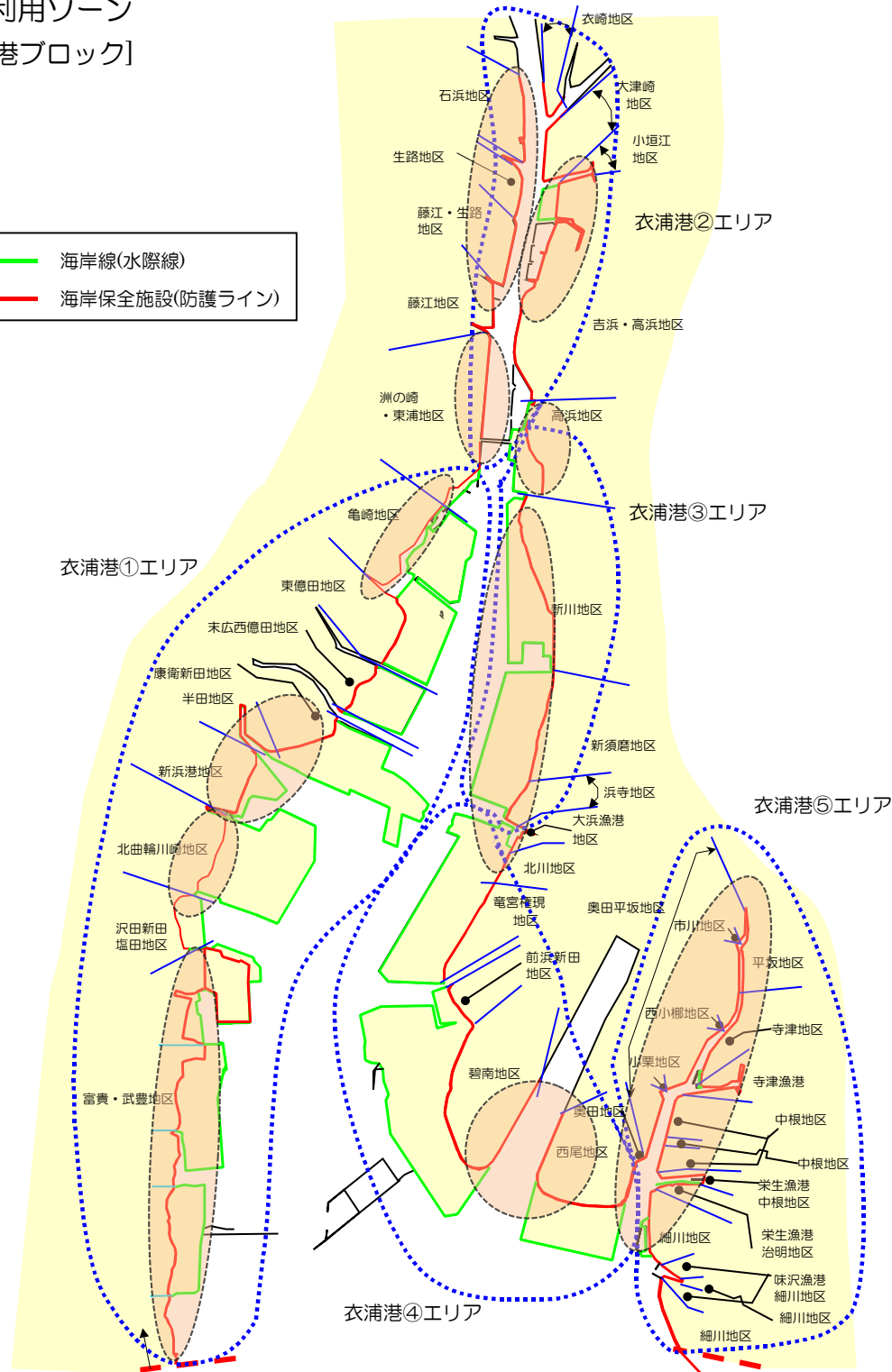
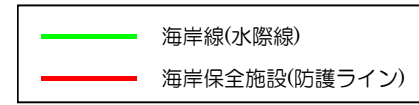
■エリア別整備方針及び施設整備計画一覧表

エリア	地区海岸名		行政区分	整備方針(施設整備における留意事項)			施設整備計画		受益面積(約 ha)	背後状況
	海岸名	地区名		防護	環境	利用	施設整備の種類及び規模	代表堤防高(T.P.m)		
名古屋港・常滑港 ①、②	海部	鍋田	弥富市 飛島村	<input type="checkbox"/> 海岸堤防等の耐震対策 <input type="checkbox"/> 海岸堤防等の嵩上げ・老朽化対策 ・水門等の対策	・干潟の保全 ・海岸保全施設の環境配慮	・港湾施設と調和した施設整備	堤防 9,300m	5.8	14,000	住宅地 農地
	名古屋港	飛島					水門等 3基	6.2		
名古屋港・常滑港 ③	名古屋港	汐止・空見ふ頭	名古屋市	<input type="checkbox"/> 海岸堤防等の耐震対策 <input type="checkbox"/> 海岸堤防等の嵩上げ・老朽化対策 ・防護ラインの見直し ・水門等の対策	・海岸保全施設の環境配慮	・港湾施設と調和した施設整備 ・ウォーターフロント利用への対応 ・パブリックアクセスの確保	胸壁、護岸 16,000m 水門等 23基	4.6	10,000	住宅地 工場 商用地
		稲永・潮風ふ頭						4.6		
		大手ふ頭						4.6		
		中川口						4.6		
		築地・ガーデンふ頭						4.6		
		堀川口						4.6		
		築地東ふ頭						4.6		
		大江ふ頭						4.6		
		昭和ふ頭						4.6		
船見ふ頭	4.6~5.1									
潮見ふ頭	4.6~5.1									
名古屋港・常滑港 ④	東海	元浜	東海市	<input type="checkbox"/> 海岸堤防等の耐震対策 <input type="checkbox"/> 老朽化対策(海岸堤防等の嵩上げ) ・水門等の対策	・海岸保全施設の環境配慮	・港湾施設と調和した施設整備	堤防、胸壁等 800m 水門等 2基	5.5	1,600	住宅地 農地
		東海北						5.5		
		知多						4.5		
名古屋港・常滑港 ⑤	大野漁港	大野	常滑市	<input type="checkbox"/> 海岸堤防等の耐震対策 <input type="checkbox"/> 海岸堤防等の嵩上げ・老朽化対策 ・水門等の対策	・砂浜・松林の保全 ・海岸保全施設の環境配慮	・港湾施設と調和した施設整備 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上	堤防、護岸等 3,600m 水門等 11基	3.8~5.5	640	住宅地
		鬼崎漁港						3.5~5.5		
名古屋港・常滑港 ⑥	常滑港	常滑	常滑市	<input type="checkbox"/> 海岸堤防等の耐震対策 (港湾における多重防護) <input type="checkbox"/> 海岸堤防等の嵩上げ・老朽化対策 ・水門等の対策	・砂浜・松林の保全 ・海岸保全施設の環境配慮	・空港利用の促進 ・港湾施設と調和した施設整備 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上	胸壁 2,500m 水門等 3基	4.3~6.3	520	住宅地



# 整備方針及び施設整備計画

高度利用ゾーン  
[衣浦港ブロック]



■エリア別整備方針及び施設整備計画一覧表

エリア	地区海岸名		行政区分	整備方針(施設整備における留意事項)			施設整備計画		受益面積(約 ha)	背後状況					
	海岸名	地区名		防護	環境	利用	施設整備の種類及び規模	代表堤防高(T.P.m)							
衣浦港①	衣浦港	富貴・武豊	半田市 美浜町 武豊町	<input type="checkbox"/> 海岸堤防等の耐震対策 <input type="checkbox"/> 老朽化対策(海岸堤防等の嵩上げ) ・水門等の対策 ・防護ラインの見直し	・海岸保全施設の環境配慮	・港湾施設と調和した施設整備 ・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・歴史的資産の保護	堤防 14,800m	3.4~4.9	910	住宅地 工場					
		半田					4.3~5.5								
		亀崎					3.8~5.0								
	武豊	北曲輪・川崎	武豊町				5.4								
		沢田新田・塩田					5.3								
		末広・西徳田					6.3								
半田	新浜・港	半田市	5.3												
	北曲輪・川崎		5.3												
	東浦		5.3												
衣浦港②	東浦	石浜	東浦町	<input type="checkbox"/> 海岸堤防等の耐震対策 <input type="checkbox"/> 老朽化対策(海岸堤防等の嵩上げ) ・水門等の対策	・海岸保全施設の環境配慮	・港湾施設と調和した施設整備 ・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・歴史的資産の保護	堤防 10,100m	4.0	1,800	住宅地 工場 農地					
		生路					4.0								
		藤江					4.0								
	衣浦港	藤江・生路					刈谷市 高浜市 東浦町	4.0							
		刈谷						4.0							
		高浜						3.7~4.0							
衣浦港	洲の崎・東浦	東浦町	4.0~4.5												
	高浜		4.6												
	大浜漁港		4.6												
衣浦港③	衣浦港	浜寺	碧南市	<input type="checkbox"/> 海岸堤防等の耐震対策 <input type="checkbox"/> 老朽化対策(海岸堤防等の嵩上げ) ・水門等の対策	・海岸保全施設の環境配慮	・港湾施設と調和した施設整備	堤防 3,700m	4.6	390	住宅地 工場 農地					
		新須磨					4.0~4.6								
		新川					4.0~4.6								
大浜漁港	北川	碧南市	3.8												
	碧南		5.0												
	衣浦港		4.0												
衣浦港④	衣浦港	前浜新田	碧南市 西尾市	<input type="checkbox"/> 海岸堤防等の耐震対策 <input type="checkbox"/> 老朽化対策(海岸堤防等の嵩上げ) ・水門等の対策	・海岸保全施設の環境配慮	・港湾施設と調和した施設整備	堤防 3,500m	4.2	1,400	住宅地 農地					
		西尾					4.0								
		碧南					4.2								
衣浦港⑤	衣浦港	奥田	西尾市				<input type="checkbox"/> 海岸堤防等の耐震対策 <input type="checkbox"/> 老朽化対策(海岸堤防等の嵩上げ) ・水門等の対策	・海岸保全施設の環境配慮			・港湾施設と調和した施設整備	堤防 12,300m	4.0	4,700	住宅地 農地
		小栗										3.9			
		西小瀬										3.9			
西尾	市川	西尾市	4.2												
	中根		3.9												
	平坂		4.0												
寺津漁港	奥田・平坂	西尾市	4.0~4.5												
	寺津		4.0												
	寺津漁港		寺津・巨海・中根	3.0~4.5											
西尾	中根	西尾市	4.5~5.3												
	栄生漁港		中根・治明	3.8~5.8											
	一色		中根	3.8~5.8											
味沢漁港	細川	西尾市	5.8												
	味沢漁港		細川	5.8											
	衣浦港		細川	5.9											

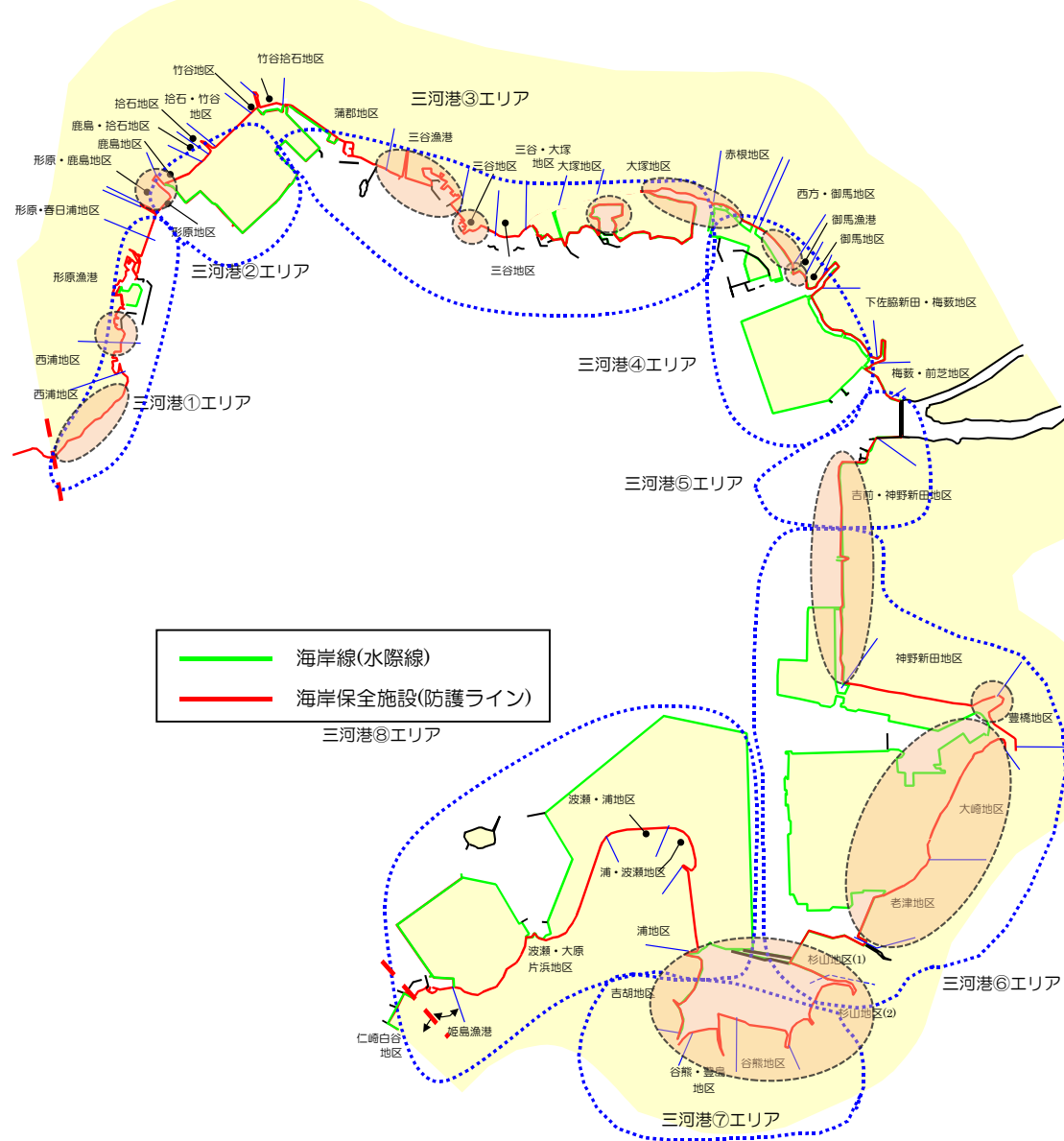
※代表堤防高は、伊勢湾復興協議会設定値を示す。



○ 海岸保全施設の整備対象区域

# 整備方針及び施設整備計画

## 高度利用ゾーン [三河港ブロック]



■エリア別整備方針及び施設整備計画一覧表

エリア	地区海岸名		行政区分	整備方針(施設整備における留意事項)			施設整備計画		受益面積 (約 ha)	背後状況
	海岸名	地区名		防護	環境	利用	施設整備の種類 及び規模	代表堤防高 (T.P.m)		
三河港①	形原漁港	形原	蒲州市	<input type="checkbox"/> 海岸堤防等の耐震対策 (海岸堤防等の新設) <input type="checkbox"/> 老朽化対策(海岸堤防等の嵩上げ) ・水門等の対策	・干潟の保全 ・海岸保全施設の環境配慮	・港湾施設と調和した施設整備 ・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上	堤防 2,600m	3.8~4.6	170	住宅地
	三河港	西浦					水門等7基	3.0		
三河港②	蒲郡	鹿島	蒲州市	<input type="checkbox"/> 海岸堤防等の耐震対策 <input type="checkbox"/> 老朽化対策(海岸堤防等の嵩上げ) ・水門等の対策	・海岸保全施設の環境配慮	・港湾施設と調和した施設整備	堤防 1,200m	4.6	160	住宅地 商業地
	蒲郡	形原・鹿島					水門等 2基	3.0		
三河港③	三谷漁港	三谷	蒲州市	<input type="checkbox"/> 海岸堤防等の耐震対策 <input type="checkbox"/> 老朽化対策(海岸堤防等の嵩上げ) ・水門等の対策 ・防護ラインの見直し	・干潟の保全 ・海岸保全施設の環境配慮	・港湾施設と調和した施設整備 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上	堤防 3,300m	3.7~4.6	220	住宅地 商業地
	蒲郡	大塚					護岸 400m	4.5		
三河港④	御津	赤根	豊川市	<input type="checkbox"/> 海岸堤防等の耐震対策 <input type="checkbox"/> 老朽化対策(海岸堤防等の嵩上げ) ・水門等の対策	・海岸保全施設の環境配慮	・港湾施設と調和した施設整備	堤防 2,300m	5.8	1,100	住宅地
		西方・御馬					5.8			
		御馬漁港					5.8			
三河港⑤⑥	豊橋	吉前・神野新田	豊橋市	<input type="checkbox"/> 海岸堤防等の耐震対策 <input type="checkbox"/> 老朽化対策(海岸堤防等の嵩上げ) ・水門等の対策	・干潟の保全 ・海岸保全施設の環境配慮	・港湾施設と調和した施設整備	堤防 4,900m	5.5~6.5	1,900	住宅地 農地
		神野新田					水門等 2基	5.5~6.5		
三河港⑥	三河港	豊橋	豊橋市	<input type="checkbox"/> 海岸堤防等の耐震対策 <input type="checkbox"/> 老朽化対策(海岸堤防等の嵩上げ) ・水門等の対策	・海岸保全施設の環境配慮	・港湾施設と調和した施設整備	堤防 1,600m	4.4~6.0	1,900	住宅地 農地
		大崎					水門等 1基	2.8~5.7		
		老津						3.0~3.5		
三河港⑥⑦⑧	豊橋	杉山	豊橋市	<input type="checkbox"/> 海岸堤防等の耐震対策 <input type="checkbox"/> 老朽化対策(海岸堤防等の嵩上げ) ・水門等の対策	・干潟の保全 ・海岸保全施設の環境配慮	・港湾施設と調和した施設整備	堤防 10,300m	4.5	3,300	住宅地 農地
		田原					水門等 5基	4.5		
		谷熊						4.5		
		谷熊・豊島						3.0~3.5		

※代表天端高は、伊勢湾復興協議会設定値を示す。



○ 海岸保全施設の整備対象区域

# 整備方針及び施設整備計画

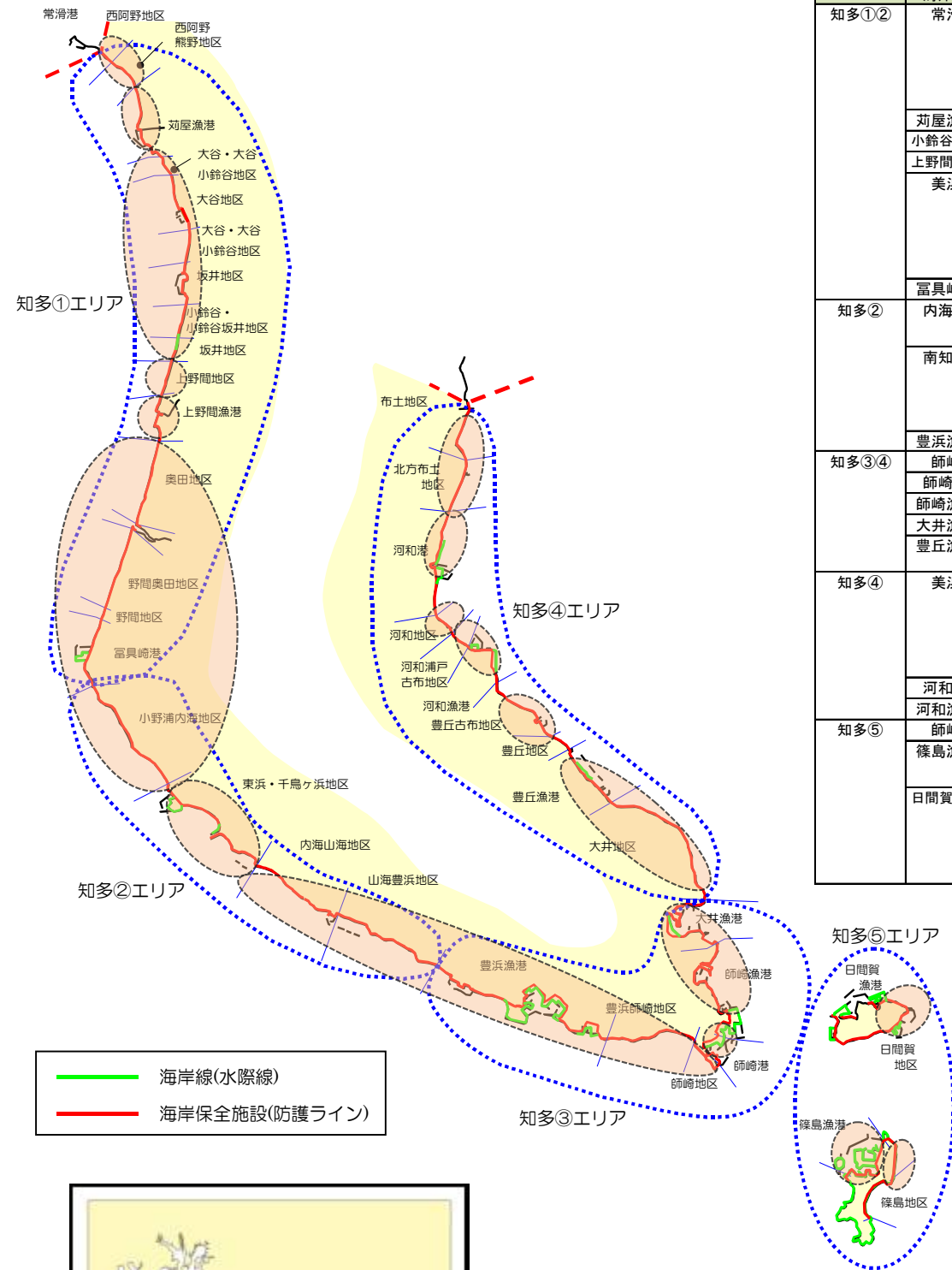
## 自然利用ゾーン

[知多ブロック]

■エリア別整備方針及び施設整備計画一覧表

エリア	地区海岸名		行政区分	整備方針(施設整備における留意事項)			施設整備計画		受益面積(約 ha)	背後状況
	海岸名	地区名		防護	環境	利用	施設整備の種類及び規模	代表堤防高(T.P.m)		
知多①②	常滑	坂井	常滑市	<input type="checkbox"/> 海岸堤防等の耐震対策 <input type="checkbox"/> 海岸堤防等の嵩上げ・老朽化対策 ・水門等の対策	・砂浜・松林の保全 ・生物生息環境の保全	・海洋性レクリエーション需要への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創造 ・海岸施設の利便性向上 ・漁場の持続的利用の促進	堤防 15,800m 水門等 24基	4.1~5.2	350	住宅地
		大谷						4.2		
		西阿野・熊野						4.2		
		西阿野						4.2		
		多屋						4.5		
	苅屋漁港	苅屋	常滑市					5.8		
	小鈴谷漁港	大谷、小鈴谷	常滑市					4.5		
	上野間漁港	奥田・上野間	美浜町					4.5		
	美浜	野間	美浜町					4.5		
		野間・奥田						4.5		
奥田		4.5								
上野間		4.5								
小野浦		4.5								
富具崎港	富具崎		4.3							
知多②	内海港	東浜・千鳥ヶ浜	南知多町	<input type="checkbox"/> 海岸堤防等の耐震対策(漁港における多重防護) <input type="checkbox"/> 海岸堤防等の嵩上げ・老朽化対策(海岸堤防等の新設) ・水門等の対策	・砂浜の保全 ・生物生息環境の保全	・海洋性レクリエーション需要への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創造 ・海岸施設の利便性向上 ・歴史的行事の継承 ・漁場の持続的利用の促進	堤防 11,200m 護岸 2,300m 水門等 34基	5.0	140	住宅地
		南知多						4.5		
	内海・山海	4.5								
	師崎	4.5								
知多③④	豊浜漁港	豊浜	南知多町	<input type="checkbox"/> 海岸堤防等の耐震対策 <input type="checkbox"/> 海岸堤防等の嵩上げ・老朽化対策 ・水門等の対策	・生物生息環境の保全	・海洋性レクリエーション需要への対応 ・海岸施設の利便性向上 ・歴史的行事の継承 ・漁場の持続的利用の促進	堤防 4,400m 護岸 4,100m 水門等 25基	4.5	320	住宅地
		師崎						3.9~4.0		
		師崎港						3.1~5.1		
		師崎漁港						3.5		
		大井漁港						4.5		
知多④	美浜	布土	美浜町	<input type="checkbox"/> 海岸堤防等の耐震対策 <input type="checkbox"/> 老朽化対策(海岸堤防等の嵩上げ) ・水門等の対策	・砂浜・松林の保全 ・生物生息環境の保全	・海洋性レクリエーション需要への対応 ・海岸施設の利便性向上 ・歴史的行事の継承 ・漁場の持続的利用の促進	堤防 4,500m 水門等 7基	4.5	220	住宅地
		北方・布土						4.5		
		河和						4.5		
		河和・浦戸・古布						4.5		
		豊丘・古布						4.5		
		河和港						3.9~5.5		
		河和漁港						4.2~4.5		
知多⑤	篠島漁港	篠島	南知多町	<input type="checkbox"/> 海岸堤防等の耐震対策 <input type="checkbox"/> 海岸堤防等の嵩上げ・老朽化対策(海岸堤防等の新設) ・水門等の対策	・砂浜・松林の保全 ・生物生息環境の保全	・海洋性レクリエーション需要への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創造 ・海岸施設の利便性向上 ・歴史的行事の継承 ・漁場の持続的利用の促進	堤防 1,600m 胸壁 700m 水門等7基 消波工	6.0	篠島 25 日間賀島 20	住宅地
		日間賀漁港						(1.9~5.5) ※現況天端高		
		日間賀						(1.7~5.6) ※現況天端高		

※代表天端高は、伊勢湾復興協議会設定値を示す。設定値がない海岸は、現況堤防天端高を記載



— 海岸線(水際線)  
— 海岸保全施設(防護ライン)

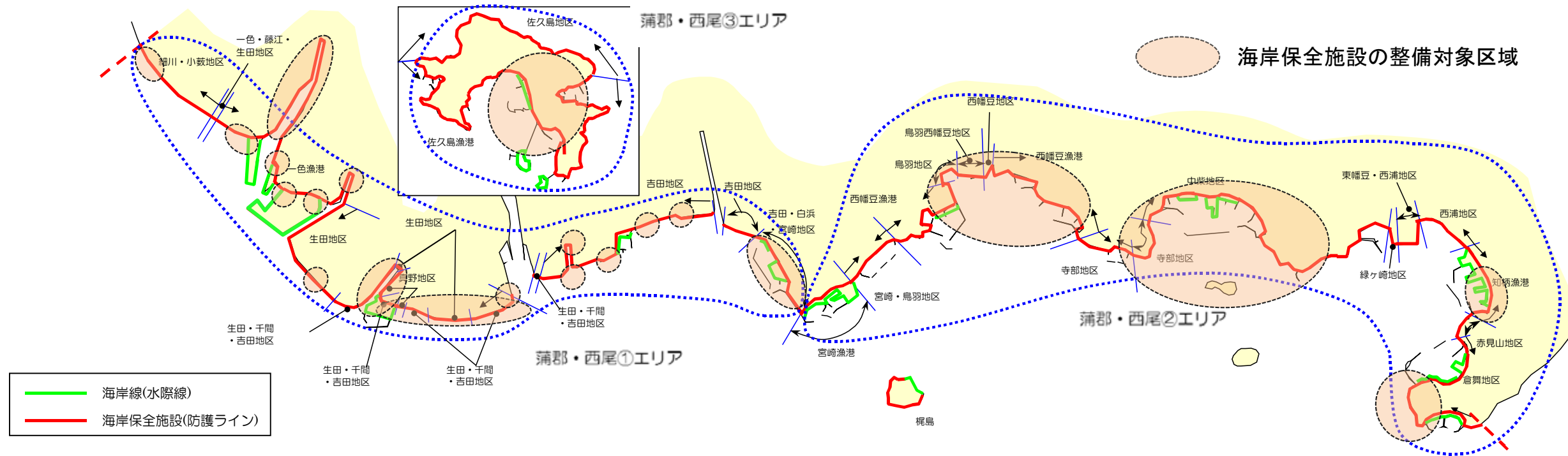
○ 海岸保全施設の整備対象区域



# 整備方針及び施設整備計画

## 自然利用ゾーン

[蒲郡・西尾ブロック]



■エリア別整備方針及び施設整備計画一覧表

エリア	地区海岸名		行政区分	整備方針(施設整備における留意事項)			施設整備計画		受益面積(約 ha)	背後状況
	海岸名	地区名		防護	環境	利用	施設整備の種類及び規模	代表堤防高(T.P.m)		
蒲郡・西尾①	一色	細川・小藪	西尾市	<input type="checkbox"/> 海岸堤防等の耐震対策 <input type="checkbox"/> 老朽化対策(海岸堤防等の嵩上げ) ・水門等の対策	・干潟の保全 ・生物生息環境の保全	・漁場の持続的利用の促進	堤防 14,500m 水門等 21基	5.8	5,200	住宅地 農地
		一色漁港						一色・藤江・生田		
	一色							生田		
	吉良	生田・千間・吉田								
		生田・千間・吉田								
	衣崎漁港	吉田								
		生田								
吉田港	真野									
蒲郡・西尾②	西幡豆漁港	鳥羽	西尾市	<input type="checkbox"/> 海岸堤防等の耐震対策 <input type="checkbox"/> 老朽化対策(海岸堤防等の嵩上げ) ・水門等の対策	・干潟の保全 ・生物生息環境の保全	・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進	堤防 8,900m 水門等 18基	5.0	420	住宅地
		幡豆						寺部・西幡豆		
	鳥羽									
	東幡豆港	鳥羽・西幡豆								
		西幡豆								
	知柄漁港	中柴						蒲郡市		
西浦										
倉舞港	倉舞									
蒲郡・西尾③	佐久島漁港	佐久島	西尾市	<input type="checkbox"/> 海岸堤防等の耐震対策 <input type="checkbox"/> 老朽化対策(海岸堤防等の嵩上げ) ・水門等の対策	・干潟の保全 ・生物生息環境の保全	・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進	堤防 1,600m 水門等5基	(2.0~5.3) ※現況天端高	50	住宅地

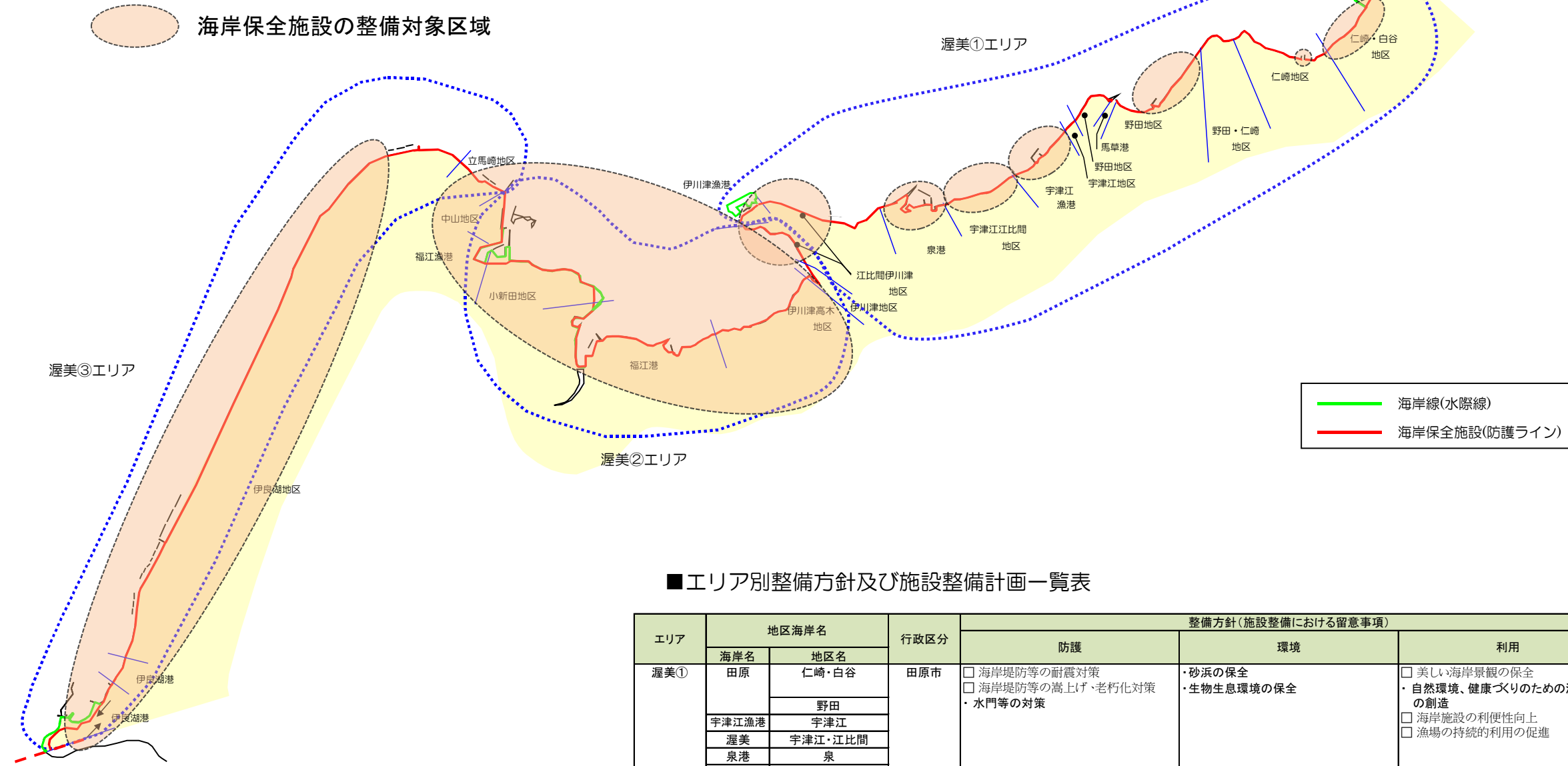
※代表天端高は、伊勢湾復興協議会設定値を示す。設定値がない海岸は、現況堤防天端高を記載



# 整備方針及び施設整備計画

自然利用ゾーン

[渥美ブロック]



■エリア別整備方針及び施設整備計画一覧表

エリア	地区海岸名		行政区分	整備方針(施設整備における留意事項)			施設整備計画		受益面積(約 ha)	背後状況
	海岸名	地区名		防護	環境	利用	施設整備の種類及び規模	代表堤防高(T.P.m)		
渥美①	田原	仁崎・白谷	田原市	<input type="checkbox"/> 海岸堤防等の耐震対策 <input type="checkbox"/> 海岸堤防等の嵩上げ・老朽化対策 ・水門等の対策	・砂浜の保全 ・生物生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 美しい海岸景観の保全 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創造 <input type="checkbox"/> 海岸施設の利便性向上 <input type="checkbox"/> 漁場の持続的利用の促進	堤防 8,900m 水門等 3基	270	住宅地	
		野田								
	宇津江漁港	宇津江								
	渥美	宇津江・江比間								
	泉港	泉								
	渥美	江比間・伊川津								
渥美①②	渥美	江比間・伊川津	田原市	<input type="checkbox"/> 海岸堤防等の耐震対策 <input type="checkbox"/> 海岸堤防等の嵩上げ・老朽化対策 ・水門等の対策	・砂浜の保全 ・生物生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 海岸施設の利便性向上 <input type="checkbox"/> 漁場の持続的利用の促進	堤防 600m 水門等 1基	980	住宅地	
渥美②	渥美	伊川津・高木	田原市	<input type="checkbox"/> 海岸堤防等の耐震対策 <input type="checkbox"/> 海岸堤防等の嵩上げ・老朽化対策 ・水門等の対策	・砂浜の保全 ・生物生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 海岸施設の利便性向上 <input type="checkbox"/> 漁場の持続的利用の促進	堤防 5,700m 水門等 9基	710	住宅地	
	福江港	福江								
	福江漁港	小新田								
	福江漁港	中山・小新田								
	福江漁港	中山								
渥美③	福江港	立馬崎	田原市	<input type="checkbox"/> 海岸堤防等の耐震対策 <input type="checkbox"/> 老朽化対策(海岸堤防等の嵩上げ) ・水門等の対策	・砂浜の保全 ・生物生息環境の保全	<input type="checkbox"/> 美しい海岸景観の保全 <input type="checkbox"/> 海岸施設の利便性向上	堤防 11,100m 水門等 2基	860	森林 観光施設	
	渥美	伊良湖								
	伊良湖港	伊良湖								

※代表天端高は、伊勢湾復興協議会設定値を示す。



維持又は修繕に関する事項

ゾーン	地区海岸名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	延長(m) 施設数(基)	規模(現況) 代表堤防高 (T.P.m)	維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	地区 番号	地区名		地域	状況						
高度利用 ゾーン 名古屋港・ 常滑港ブ ロック①、 ②	1	海部	愛知県 (農村振興局)			堤防	傾斜式	7,047	5.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、辨別に応じて必要な措置を講じる。 津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	・干潟の保全
	2	弥富	愛知県 (水管理・国土保 全局)			堤防	傾斜式	3,850	3.5 ~ 4.1	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、辨別に応じて必要な措置を講じる。	・干潟の保全
3	名古屋港	飛鳥	愛知県 (水管理・国土保 全局、 水国・農振共管)	14,000	住宅地 農地	堤防 (水・国)	傾斜式	4,492	4.6 ~ 6.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟の保全
4	南陽		愛知県 (水管理・国土保 全局)			水門等 (水・国)	—	1基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	・干潟の保全

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	地区海岸名		海岸管理者(所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	地区番号	地区名		地域	状況			延長(m)	代表堤防高(T.P.m)		
高度利用ゾーン 名古屋港・特港プロック③	5	汐止・空見ふ頭	名古屋港管理組合(港務局)	名古屋市	住宅地 工場 商用地	護岸	-	1,630	2.7	巡視要領等に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・ウォーターフロント利用への対応 ・パブリックアクセスの確保
						胸壁等	-	1,470	4.3 ~ 4.7	巡視要領等に従い、定期的な巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
						陸間等	-	-	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
						護岸	-	125	4.9	巡視要領等に従い、定期的な巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
名古屋港	6	稲永・潮風ふ頭	名古屋港管理組合(港務局)	名古屋市	住宅地 工場 商用地	胸壁等	-	2,138	4.2 ~ 4.7	巡視要領等に従い、定期的な巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・ウォーターフロント利用への対応 ・パブリックアクセスの確保
						陸間等	-	-	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
						胸壁等	-	1,308	4.3 ~ 4.7	巡視要領等に従い、定期的な巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
						陸間等	-	2基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
名古屋港	7	大手ふ頭	名古屋港管理組合(港務局)	名古屋市	住宅地 工場 商用地	護岸	-	382	4.7 ~ 4.9	巡視要領等に従い、定期的な巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・ウォーターフロント利用への対応 ・パブリックアクセスの確保
						胸壁等	-	3,282	4.5 ~ 4.7	巡視要領等に従い、定期的な巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
						水門等	-	-	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
						陸間等	-	11基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
名古屋港	8	中川口築地・ガーンデンふ頭	名古屋港管理組合(港務局)	名古屋市	住宅地 工場 商用地	胸壁等	-	603	4.6	巡視要領等に従い、定期的な巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・ウォーターフロント利用への対応 ・パブリックアクセスの確保
						水門等	-	-	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
						陸間等	-	-	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
						胸壁等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
名古屋港	9	堀川口	名古屋港管理組合(港務局)	名古屋市	住宅地 工場 商用地	陸間等	-	3基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	・ウォーターフロント利用への対応 ・パブリックアクセスの確保

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	地区海岸名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	地区番号	地区名		地域	状況			延長(m) 施設数(基)	代表堤防高 (T.P.m)		
高度利用 ゾーン 名古屋港・ 湾岸港プ ロツク③	10	築地東ふ 頭	名古屋港 管理組合 (港湾局)			陶壁等	-	1,271	4.5 ~ 4.6	巡回要領等に依り、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、残骸に応じて必要な措置を講じる。	・ウォーターフロント利用への対応 ・ハブリックアクセスの確保
						陸間等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	11	大江山頭	名古屋港 管理組合 (港湾局)			陶壁等	-	2,917	4.5 ~ 4.7	巡回要領等に依り、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、残骸に応じて必要な措置を講じる。	・ウォーターフロント利用への対応 ・ハブリックアクセスの確保
						陸間等	-	6基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	12	昭和ふ頭	名古屋港 管理組合 (港湾局)	名古屋市	住宅地 工場 商用地	陶壁等	-	2,691	4.4 ~ 4.7	巡回要領等に依り、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、残骸に応じて必要な措置を講じる。	・ウォーターフロント利用への対応 ・ハブリックアクセスの確保
						陸間等	-	7基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	13	船見ふ頭	名古屋港 管理組合 (港湾局)			陶壁等	-	3,166	4.6 ~ 5.1	巡回要領等に依り、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、残骸に応じて必要な措置を講じる。	・ウォーターフロント利用への対応 ・ハブリックアクセスの確保
						陸間等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	14	潮見ふ頭	名古屋港 管理組合 (港湾局)			陶壁等	-	7,751	4.5 ~ 5.2	巡回要領等に依り、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、残骸に応じて必要な措置を講じる。	・ウォーターフロント利用への対応 ・ハブリックアクセスの確保
						陸間等	-	4基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	地区海岸名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	地区 番号	地区名		地域	状況			延長(m) 施設数(基)	代表堤防高 (T.P.m)		
高度利用 ゾーン 名古屋港・ 常滑港・ ロック④	15	東海北	愛知県 (水管理・国土保 全局)	東海市	受益面積 (約 ha)	堤防	傾斜式	6,126	5.1 ~ 5.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	-
						水門等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
						堤防	傾斜式	778	5.3	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	16	元浜	愛知県 (水管理・国土保 全局)	東海市	1,600	陸間等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	-
						堤防	傾斜式	530	5.3	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
						陸間等	-	2基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	17	養父	愛知県 (水管理・国土保 全局)	東海市	住宅地 農地	堤防	傾斜式	2,887	5.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	-
						陸間等	-	2基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
						護岸	-	2,135	4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	18	八幡新知	愛知県 (水管理・国土保 全局)	知多市	130	突堤	-	4基	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	-
						水門等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
						陸間等	-	4基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
19	日長	愛知県 (水管理・国土保 全局)	知多市	130	突堤	-	4基	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	-	
					水門等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
					陸間等	-	4基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	地区海岸名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	地区番号	地区名		状況	受益面積 (約 ha)			延長(m) 施設数(基)	代表堤防高 (T.P.m)		
高度利用 ゾーン 名古屋港・ 常滑港プ ロック⑤	知多	新舞子	愛知県 (水管理・国土保 全局)	知多市	住宅地	堤防	傾斜式	2,004	4.5 ~ 4.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	・砂浜・松林の保全 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
								410	13基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	大野漁港	大野	常滑市 (水産庁)	常滑市	住宅地	堤防	傾斜式	874	3.8 ~ 5.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	・砂浜・松林の保全 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・海水浴等の砂浜利用者への配慮
								181	4基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
常滑	西之口・浦地	愛知県 (水管理・国土保 全局)	常滑市	住宅地	陸間等	-	-	-	津波や高潮来襲時における必要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	・砂浜・松林の保全 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上	
							1,470	6.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。		
鬼崎漁港	常滑	多屋	愛知県 (水管理・国土保 全局)	常滑市	住宅地	堤防	傾斜式	2,014	3.8 ~ 5.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	・砂浜・松林の保全 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
								308	5.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	鬼崎漁港	多屋	常滑市 (水産庁)	常滑市	住宅地	陸間等	-	820	3.8 ~ 5.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	・砂浜・松林の保全 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
								228	6基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
常滑	常滑	多屋	愛知県 (水管理・国土保 全局)	常滑市	住宅地	堤防	傾斜式	816	4.6 ~ 4.7	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	・砂浜・松林の保全 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
								425	5基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	常滑	多屋	愛知県 (水管理・国土保 全局)	常滑市	住宅地	水門等	-	-	-	津波や高潮来襲時における必要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	・砂浜・松林の保全 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
								4基	5基	津波や高潮来襲時における必要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	地区海岸名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	地区番号	地区名		地域	状況			延長(m) 施設数(基)	代表堤防高 (T.P.m)		
高度利用 ゾーン 名古屋港・ 常滑港・ ロック⑥	25	三角新田	愛知県 (水管理・国土保 全局)	常滑市		堤防	傾斜式	190	5.3	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜・松林の保全 ・空港利用への促進 ・海洋性レクリエーション需用への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
	26	りんくう町	愛知県 (水管理・国土保 全局)			消波堤	-	550	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜・松林の保全 ・空港利用への促進 ・海洋性レクリエーション需用への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
	27	セントレア	愛知県 (港湾局)	常滑市	住宅地	水門等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	・砂浜・松林の保全 ・空港利用への促進 ・海洋性レクリエーション需用への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
	28	常滑港	愛知県 (港湾局)			脚壁	-	5,059	2.8 ~ 6.4	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜・松林の保全 ・空港利用への促進 ・海洋性レクリエーション需用への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
						水門等	-	6基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	・砂浜・松林の保全 ・空港利用への促進 ・海洋性レクリエーション需用への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
						陸間等	-	16基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	地区海岸名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項	
	地区番号	地区名		地域	状況			延長(m) 施設数(基)	代表堤防高 (T.P.m)			
自然利用 ゾーン 知多①②	常滑	西阿野	愛知県 (水管理・国土保 全局)	住宅地	350	堤防	傾斜式	291	6.1	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、残骸に対応して必要な措置を講じる。	・砂浜、松林の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・海洋性レクリエーション需用への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の 創造 ・漁場の持続的利用の促進	
						突堤	—	80 1基	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						離岸堤	—	85 2基	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						消波堤	—	230	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						堤防	傾斜式	634	5.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、残骸に対応して必要な措置を講じる。		
						突堤	—	190 5基	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
	知慮浦港	大谷	愛知県 (水管理・国土保 全局)	常滑市	住宅地	350	水門等	—	1基	—	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	・砂浜、松林の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・海洋性レクリエーション需用への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の 創造 ・漁場の持続的利用の促進
							陸間等	—	1基	—	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	
							堤防	傾斜式	1,467	4.3 ~ 5.9	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							護岸	—	716	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							突堤	—	207 5基	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							消波堤	—	1,028	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
常滑	大谷	愛知県 (水管理・国土保 全局)	常滑市 (水産庁)	住宅地	350	水門等	—	3基	—	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	・砂浜、松林の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・海洋性レクリエーション需用への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の 創造 ・漁場の持続的利用の促進	
						陸間等	—	2基	—	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。		
						堤防(水 産)	傾斜式	842	4.5 ~ 6.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						護岸(水・ 国)	—	877	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						護岸(水 産)	—	911	4.5 ~ 6.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						突堤(水・ 国)	—	25 2基	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		



維持又は修繕に関する事項

ゾーン	地区海岸名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項	
	地区番号	地区名		地域	状況			延長(m) 施設数(基)	代表堤防高 (T.P.m)			
自然利用 ゾーン 知多①	32	大谷	愛知県 (水管理・国土保 全局) 常滑市 (水産庁)			突堤(水産)	—	72 3基	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年に一定程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜、松林の保全・復元 ・生物多様性の保全 ・海洋レクリエーション需用への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創出 ・漁場の持続的利用の促進	
						消波堤(水・国)	—	490	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						水門等(水産)	—	1基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
						陸間等(水産)	—	1基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
						堤防	傾斜式	62	3.6 ~ 4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。		
						護岸	—	849	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。		
	33	小鈴谷	常滑市 (水産庁)		常滑市 住宅地	350	突堤	—	59 3基	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜、松林の保全・復元 ・生物多様性の保全 ・海洋レクリエーション需用への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創出 ・漁場の持続的利用の促進
							水門等	—	1基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							陸間等	—	1基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							護岸	—	1,270	4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
							突堤	—	465 6基	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							消波堤	—	200	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
34	坂井	愛知県 (水管理・国土保 全局)				水門等	—	2基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	・砂浜、松林の保全・復元 ・生物多様性の保全 ・海洋レクリエーション需用への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創出 ・漁場の持続的利用の促進 ・海水浴等の砂浜利用者への配慮	
						陸間等	—	1基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
						護岸	—	455	4.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。		
						突堤	—	70 3基	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						消波堤	—	560	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年に一定程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						35	上野間	愛知県 (水管理・国土保 全局)				

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	地区海岸名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項	
	海浜名	地区番号		地域	状況			延長(m) 施設数(基)	代表堤防高 (T.P.m)			
自然利用 ゾーン 知多①	上野間漁港	36	美浜町 (水産庁)	奥田、上野間	—	—	護岸	—	640	4.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜、松林の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・海洋性レクリエーション・遊歩帯の活用 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創造 ・漁場の持続的利用の促進 ・歴史的行事の継承
							胸壁	—	44	4.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
							突堤	—	90 2基	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							消波堤	—	139	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							水門等	—	1基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							陸間等	—	3基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	美浜	37	愛知県 (水管理・国土保 全局)	美浜町	—	護岸	—	1,980	4.4 ~ 4.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜、松林の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・海洋性レクリエーション・遊歩帯の活用 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創造 ・漁場の持続的利用の促進	
						突堤	—	390 13基	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						水門等	—	1基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
						陸間等	—	1基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
						護岸	—	1,487	4.3 ~ 4.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						突堤	—	70 2基	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
美浜	38	愛知県 (水管理・国土保 全局)	美浜町	—	水門等	—	1基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	・砂浜、松林の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・海洋性レクリエーション・遊歩帯の活用 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創造 ・漁場の持続的利用の促進 ・海水浴等の砂浜利用者への配慮		
					陸間等	—	2基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。			
					護岸	—	281	4.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。			
					突堤	—	50 1基	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。			
					護岸	—	622	3.2 ~ 6.4	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。			
					突堤	—	280 7基	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。			
富具崎港	40	愛知県 (水管理・国土保 全局)	富具崎	—	水門等	—	1基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	・砂浜、松林の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・海洋性レクリエーション・遊歩帯の活用 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創造 ・漁場の持続的利用の促進		

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	地区海岸名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現况)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	地区番号	地区名		地域	状況			受益面積 (約 ha)	延長(m) 施設数(基)		
自然利用 ゾーン 知多②	美浜	小野浦	愛知県 (水管理・国土保 全局)	美浜町		護岸	-	1,212 5.2 ~ 5.9	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・生物生態環境の保全 ・海洋レクリエーション需用への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創造 ・溜増の持続的利用の促進 ・海水浴等の砂浜利用者への配慮	
						突堤	-	90 3基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						水門等	-	1基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
	南知多	内海	愛知県 (水管理・国土保 全局)			護岸	-	1,478 4.5 ~ 5.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・生物生態環境の保全 ・海洋レクリエーション需用への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創造 ・溜増の持続的利用の促進	
						突堤	-	125 4基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						護岸	-	3,455 2.1 ~ 5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
	内海港	東浜・千 鳥ヶ浜	南知多町 (港湾局)		住宅地	突堤	-	475 7基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・生物生態環境の保全 ・海洋レクリエーション需用への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創造 ・溜増の持続的利用の促進 ・海水浴等の砂浜利用者への配慮	
						離岸堤	-	250 3基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						陸間等	-	3基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
	南知多	内海・山海	愛知県 (水管理・国土保 全局)	南知多町		護岸	-	1,943 4.7 ~ 5.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・生物生態環境の保全 ・海洋レクリエーション需用への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創造 ・溜増の持続的利用の促進	
						突堤	-	525 9基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						護岸	-	2,219 4.5 ~ 5.3	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
南知多	山海・豊浜	愛知県 (水管理・国土保 全局)			突堤	-	70 1基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・生物生態環境の保全 ・海洋レクリエーション需用への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創造 ・溜増の持続的利用の促進		
					離岸堤	-	480 5基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。			
					消波堤	-	290	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。			
					水門等	-	1基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年点検を行い、適切な維持修繕を行う。			

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	地区海岸名		海岸管理者 (所管)	地域	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	海岸名	地区番号			地区名	状況			受益面積 (約 ha)	延長(m) 施設数(基)		
自然利用 ゾーン 知多③	豊浜漁港	46	愛知県 (水産庁)	南知多町	住宅地	140	堤防	傾斜式	3,292	3.4 ~ 8.2	<p>巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。</p> <p>空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物生態環境の保全</li> <li>・海洋性レクリエーション需用への対応</li> <li>・海岸施設の利便性向上</li> <li>・歴史的行事の継承</li> <li>・漁場の持続的利用の促進</li> </ul>
							護岸	—	872	—	<p>巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。</p> <p>空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。</p>	
							胸壁	—	222	—	<p>巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。</p>	
							突堤	—	207	5基	<p>巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。</p>	
							消波堤	—	1,028	—	<p>巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。</p>	
							水門等	—	—	—	<p>津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。</p>	
							陸間等	—	5基	—	<p>津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。</p>	
							護岸	—	28基	—	<p>巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。</p> <p>空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。</p>	
							消波堤	—	812	—	<p>巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。</p>	
							護岸	—	789	3.1	<p>巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。</p> <p>空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。</p>	
							消波堤	—	240	—	<p>巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。</p>	
							南知多	師崎	48	愛知県 (水管理・国土保 全局)	南知多町	
胸壁(港 湾)	—	178	—	<p>巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。</p>								
消波堤 (水・国)	—	134	—	<p>巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。</p>								
水門等(港 湾)	—	1基	—	<p>津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。</p>								
陸間等(港 湾)	—	9基	—	<p>津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。</p>								
護岸	—	—	—	<p>巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。</p>								

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	地区海岸名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況			種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	地区 番号	地区名		地域	状況	受益面積 (約 ha)			証基(m) 施設数(基)	代表堤防高 (T.P.m)		
自然利用 ゾーン 知多③							堤防	傾斜式	1,273	3.0 ~ 5.1	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物生態環境の保全</li> <li>・海洋レクリエーション需用への対応</li> <li>・海岸施設の利便性向上</li> <li>・歴史的行事の継承</li> <li>・漁場の持続的利用の促進</li> </ul>
							護岸	—	403	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							胸壁	—	443	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
		師崎漁港 50	師崎・片名	愛知県 (水産庁)			消波堤	—	260	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							水門等	—	—	—	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
						320	陸間等	—	2基	—	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
					住宅地		陸間等	—	18基	—	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							護岸	—	2,409	1.8 ~ 4.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							突堤	—	12	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
		大井漁港 51	大井	南知多町 (水産庁)			水門等	—	4基	—	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
						陸間等	—	11基	—	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		

ゾーン	地区海岸名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項	
	地区 番号	地区名		地域	状況			延長(m) 施設数(基)	代表堤防高 (T.P.m)			
自然利用 ゾーン 知多④	52	師崎	愛知県 (水管理・国土保 全局・農 水国・農 漁共管)	南知多町	住宅地	320	堤防	傾斜式	998	3.4 ~ 4.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・生物生態環境の保全 ・海洋レクリエーション ・海岸施設の利便性向上 ・歴史的行事の継承 ・漁場の持続的利用の促進
							護岸(水・ 国)	—	1,255	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
							護岸(共 管)	—	663	3.9	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
							突堤	—	135 4基	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
							消波堤 (水・国)	—	530	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
							消波堤(共 管)	—	438	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
							水門等 (水・国)	—	1基	320	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	
							水門等(共 管)	—	2基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	
							護岸	—	1,207 2.6 ~ 4.5	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							突堤	—	213 7基	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
自然利用 ゾーン 知多④	53	豊丘	南知多町 (水産庁)	美浜町	住宅地	220	離岸堤	—	400 4基	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・生物生態環境の保全 ・海洋レクリエーション ・海岸施設の利便性向上 ・歴史的行事の継承 ・漁場の持続的利用の促進
							水門等	—	2基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	
							陸間等	—	5基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	
							護岸	—	561 3.8 ~ 4.5	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							突堤	—	75 3基	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
							消波堤	—	90	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
							陸間等	—	1基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	
							砂浜・松林の保全 ・生物生態環境の保全 ・海洋レクリエーション ・海岸施設の利便性向上 ・歴史的行事の継承 ・漁場の持続的利用の促進					

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	地区海岸名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項	
	地区 番号	地区名		地域	状況			延長(m) 施設数(基)	代表堤防高 (T.P.m)			
自然利用 ゾーン 知多④	美浜	55	愛知県 (水管理・国土保 全局)	美浜町	住宅地	220	堤防	傾斜式	1,393	4.3 ~ 5.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空堀化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	砂浜・松林の保全 ・生物多様性の保全 ・海洋性レクリエーション ・海岸施設の利便性向上 ・歴史的行事の継承 ・漁場の持続的利用の促進
							護岸	-	261	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空堀化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							突堤	-	275	4基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							消波堤	-	410	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							水門等	-	2基	-	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	
							護岸	-	695	4.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空堀化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	美浜	56	愛知県 (水管理・国土保 全局)	美浜町 (水産庁)	住宅地	220	胸壁	-	377	4.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。	砂浜・松林の保全 ・生物多様性の保全 ・海洋性レクリエーション ・海岸施設の利便性向上 ・歴史的行事の継承 ・漁場の持続的利用の促進
							陸間等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	
							堤防	傾斜式	416	4.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空堀化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							突堤	-	60	3基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							消波堤	-	390	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							水門等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	
美浜	58	愛知県 (水管理・国土保 全局)	美浜町	住宅地	220	堤防	傾斜式	442	4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空堀化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	砂浜・松林の保全 ・生物多様性の保全 ・海洋性レクリエーション ・海岸施設の利便性向上 ・歴史的行事の継承 ・漁場の持続的利用の促進	
						護岸	-	64	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空堀化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						突堤	-	110	6基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						消波堤	-	415	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						水門等	-	2基	-	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。		

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	地区海岸名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項	
	海岸名	地区 番号		地区名	地域			状況	受益面積 (約 ha)			延長(m)
自然利用 ゾーン 知多④	河和港	59	愛知県 (港湾局)		住宅地	220	護岸	-	2,346	3.9 ~ 5.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	砂浜・松林の保全 ・生物生態環境の保全 ・海洋レクリエーション需用への対応 ・海岸施設の利便性向上 ・歴史的行事の継承 ・漁場の持続的利用の促進
							突堤	-	103	5基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							消波堤	-	1,190	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							水門等	-	-	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							陸間等	-	4基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							護岸	-	1,255	3.9 ~ 4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
	美浜	60	愛知県 (水管理・国土保 全局)		住宅地	220	突堤	-	285	10基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	砂浜・松林の保全 ・生物生態環境の保全 ・海洋レクリエーション需用への対応 ・海岸施設の利便性向上 ・歴史的行事の継承 ・漁場の持続的利用の促進
							消波堤	-	1,185	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							水門等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							堤防	傾斜式	977	4.5 ~ 4.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
							突堤	-	230	7基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							水門等	-	3基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	



維持又は修繕に関する事項

ゾーン	海岸名	地区番号	地区名	海岸管理者 (所管)	受益地域その状況			規模(現況) 代表堤防高 (T.P.m)	維持又は修繕の方法	特に配慮する事項					
					地域	状況	受益面積 (約 ha)								
自然利用 ゾーン 知多⑤	師崎	62	篠島	愛知県 (水管理・国土保 全局)			1,449	4.2 ~ 5.9	遊歩要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜・松林の保全、復元 ・生物多様性環境の保全 ・海洋性レクリエーション専用への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の 創出 ・海岸施設の利便性向上 ・歴史的行事の継承 ・海場の持続的利用の促進 ・海水浴等の砂浜利用者への配慮					
											離岸堤	680 2基	遊歩要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
											護岸	674	3.4 ~ 5.3	遊歩要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	篠島漁港	63	篠島	愛知県 (水産庁)					津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	・海岸施設の利便性向上 ・歴史的行事の継承 ・海場の持続的利用の促進					
	日間賀漁 港	日間賀漁 港	64	日間賀	南知多町 (水産庁)	南知多町	住宅地	4,241	3.1 ~ 5.6	遊歩要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜・松林の保全、復元 ・生物多様性環境の保全 ・海洋性レクリエーション専用への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の 創出 ・海岸施設の利便性向上 ・歴史的行事の継承 ・海場の持続的利用の促進 ・海水浴等の砂浜利用者への配慮				
												護岸	329	4基	遊歩要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。
												突堤	200	2基	遊歩要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。
												離岸堤	154	1基	遊歩要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。
												消波堤	46		遊歩要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。
												陸間等	15	基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項	
	海岸名	地区番号		地区名	受益面積 (約 ha)			状況	延長(m)			代表堤防高 (T.P.m)
高度利用 ゾーン 衣浦港ブ ロック①	衣浦港	65	愛知県 (港湾局)	武豊町	約 910	—	堤防	傾斜式	4,076	2.6 ~ 5.3	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・歴史的資産の保護
							護岸	—	3,019	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							胸壁	—	2,894	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
							突堤	—	648	9基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							水門等	—	8基	—	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							陸間等	—	6基	—	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							堤防	傾斜式	2,005	4.9 ~ 5.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							堤防	傾斜式	230	5.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							堤防	傾斜式	1,200	5.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							堤防	傾斜式	1,183	5.1 ~ 5.3	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
半田	衣浦港	69	愛知県 (水管理・国土保 全局)	半田市	約 910	水門等	—	2基	—	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・歴史的資産の保護	
						堤防	傾斜式	789	2.7 ~ 5.9	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						護岸	—	2,427	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						胸壁	—	791	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。		
衣浦港	70	愛知県 (港湾局)	半田市	約 910	水門等	—	1基	—	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・歴史的資産の保護		
					陸間等	—	40基	—	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。			

ゾーン	海岸名	区域 地区 番号	地区名	海岸管理者 (所管)	受益地費その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項	
					地域	状況			受益面積 (約 ha)	延長(m) 施設数(基)			代表堤防高 (T.P.m)
高度利用 ゾーン 衣浦港ブ ロック①	半田	71	康新新田	愛知県 (水管理・国土保 全局)			堤防	傾斜式	660	6.2	巡視要領に依り、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに 基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・バブリックアクセスの確保 ・海岸施設の観水性向上 ・歴史的資産の保護	
													陸門等
	衣浦港	72	末広・西徳 田	愛知県 (水管理・国土保 全局)			910	堤防	傾斜式	1,215	5.1 ~ 6.6	巡視要領に依り、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに 基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・バブリックアクセスの確保 ・海岸施設の観水性向上 ・歴史的資産の保護
	衣浦港	73	東徳田	愛知県 (農村振興局)		住宅地 工場		堤防	傾斜式	1,900	5.4	巡視要領に依り、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに 基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・バブリックアクセスの確保 ・海岸施設の観水性向上 ・歴史的資産の保護
衣浦港	74	龜崎	愛知県 (港湾局)				堤防	傾斜式	717	3.5 ~ 5.9	巡視要領に依り、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに 基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・バブリックアクセスの確保 ・海岸施設の観水性向上 ・歴史的資産の保護 ・海水浴等の砂浜利用者への配慮	
													護岸
							胸壁	-	37	-	巡視要領に依り、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに 基づき計画的な維持修繕を行う。		
							陸門等	-		-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	地域	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	地区番号	地区名			状況	受益面積 (約 ha)			延長(m) 施設数(基)	代表堤防高 (T.P.m)		
高度利用 ゾーン 衣浦港ブ ロック②	衣浦港	75	洲の崎東 浦	愛知県 (港湾局)			堤防	傾斜式	219	1.5 ~ 6.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・歴史的資産の保護
	東浦	76	藤江	愛知県 (水管理・国土保 全局、 水国・農振共管)			堤防(水・ 国)	傾斜式	954	4.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・歴史的資産の保護
	衣浦港	77	藤江・生路	愛知県 (農村振興局)	東浦町		水門等(共 管)	-	2基		津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	東浦	78	生路	愛知県 (水管理・国土保 全局)		住宅地 工場 農地	堤防	傾斜式	772	4.8 ~ 4.9	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・歴史的資産の保護
	衣浦港	79	石浜	愛知県 (水管理・国土保 全局、 水国・農振共管)			堤防(共 管)	傾斜式	42	3.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・歴史的資産の保護
	衣浦港	80	衣崎	愛知県 (農村振興局)			堤防	傾斜式	985	4.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・歴史的資産の保護
	衣浦港	81	大津崎	愛知県 (港湾局)	刈谷市		堤防	傾斜式	1,378	3.7 ~ 4.1	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・歴史的資産の保護
	刈谷	82	小垣江	愛知県 (水管理・国土保 全局)			堤防	傾斜式	600	4.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・歴史的資産の保護

ゾーン	区域名		変益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項	
	海岸名	地区番号	地域	状況			受益面積(約 ha)	延長(m) 施設数(基)			代表堤防高(T.P.m)
高度利用ゾーン 衣浦港ブロック②	高浜	83	高浜市	住宅地 工場 農地	1,800	堤防(水・国)	傾斜式	5,005 3.9 ~ 4.2	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。規模に応じて必要な措置を講じる。	・ハブリングアクセスの確保 ・海岸施設の耐水性向上 ・歴史的資産の保護	
						堤防(農振)	直立式	20	4.0		巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。
						水門等(水・国)	-	-	-		津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。
						水門等(農振)	-	7基	-		津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。
						陸間等(水・国)	-	1基	-		津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	地域	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	地区番号	地区名			状況	受益面積 (約 ha)			延長(m) 施設数(基)	代表堤防高 (T.P.m)		
高度利用 ゾーン 衣浦港ブ ロック③	84	高浜	愛知県 (港湾局)	高浜市	-	護岸	-	1332 4.1 ~ 4.7	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・歴史的資産の保護		
						胸壁	-	449	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。			
						水門等	-	2基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。			
						陸間等	-	12基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。			
						堤防	傾斜式	562 4.2 ~ 4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。			
						護岸	-	1,568	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。			
	85	新川	愛知県 (港湾局)	高浜市	住宅地 工場 農地	胸壁	-	579	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・歴史的資産の保護		
						水門等	-	1基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。			
						陸間等	-	2基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。			
						護岸	-	1,510 4.1 ~ 4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。			
						陸間等	-	4基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。			
						護岸	-	1,761 3.9 ~ 4.7	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。			
86	新須磨	愛知県 (港湾局)	碧南市	-	水門等	-	3基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	-			
					陸間等	-	2基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。				
					護岸	-	800 4.0 ~ 4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。				
					水門等	-	1基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。				
					陸間等	-	2基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。				
					陸間等	-	2基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。				
87	浜寺	愛知県 (港湾局)	-	水門等	-	1基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	-				
				陸間等	-	2基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。					

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	海岸名	地区 番号		地区名	地域			状況	受益面積 (約 ha)		
高度利用 ゾーン 衣浦港プ ロック③	大浜漁港	88	愛知県 (水産庁)	碧南市	住宅地 工場 農地	390	堤防	傾斜式	422 2.0 ~ 4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							護岸	-	676	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							胸壁	-	317	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
							水門等	-	6基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							陸間等	-	10基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項	
	海岸名	地区番号		地区名	地域			状況	受益面積 (約 ha)			延床面積 (m <sup>2</sup> )
高度利用 ゾーン 衣浦港ブ ロック④	碧南	89	愛知県 (水管理・国土保 全局)	北川	碧南市	住宅地 農地	1,400	堤防	傾斜型	452	4.4	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。
								水門等	—	1基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。
								堤防	傾斜型	1,760	4.0 ~ 4.2	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。
	碧南	90	愛知県 (水管理・国土保 全局)	竜宮・権現	碧南市	住宅地 農地	1,400	陸間等	—	1基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。
								堤防(水・ 国)	傾斜型	560	5.0	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。
								堤防(農 振)	傾斜型	60	5.0	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。
	衣浦港	92	愛知県 (農村振興局)	碧南	碧南市	住宅地 農地	1,400	水門等(農 振)	—	1基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。
								堤防	直立型	4,481	6.3	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。
								水門等	—	1基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。
	衣浦港	93	愛知県 (農村振興局)	西尾	西尾市	住宅地 農地	1,400	堤防	傾斜型	3,139	6.3	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。
								水門等	—	1基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。



維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項	
	地区 番号	地区名		地域	状況			延長(m) 施設数(基)	代表堤防高 (T.P.m)			
高度利用 ゾーン 衣浦港 ロック⑤	衣浦港	94	愛知県 (農村振興局)	西尾市	住宅地 農地	4,700	堤防	傾斜式	236	5.3	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、残骸に応じて必要な措置を講じる。	-
							水門等	-	1基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
	西尾	95	愛知県 (水管理・国土保 全局)	西尾市	住宅地 農地	4,700	堤防	傾斜式	3,708	3.9 ~ 4.9	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、残骸に応じて必要な措置を講じる。	-
							水門等	-	1基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
	衣浦港	96	愛知県 (農村振興局)	西尾市	住宅地 農地	4,700	堤防	傾斜式	30	4.5	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、残骸に応じて必要な措置を講じる。	-
							水門等	-	1基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
	衣浦港	97	愛知県 (農村振興局)	西尾市	住宅地 農地	4,700	堤防	傾斜式	30	4.0	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、残骸に応じて必要な措置を講じる。	-
							水門等	-	1基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
	衣浦港	98	愛知県 (農村振興局)	西尾市	住宅地 農地	4,700	堤防	傾斜式	30	4.0	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、残骸に応じて必要な措置を講じる。	-
							水門等	-	1基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
衣浦港	99	愛知県 (港湾局)	西尾市	住宅地 農地	4,700	護岸	-	1,602	1.4 ~ 4.1	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、残骸に応じて必要な措置を講じる。	-	
						胸壁	-	114	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。			
西尾	100	愛知県 (水管理・国土保 全局)	西尾市	住宅地 農地	4,700	水門等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	-	
						陸間等	-	2基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。			
西尾	100	愛知県 (水管理・国土保 全局)	西尾市	住宅地 農地	4,700	堤防	傾斜式	1,644	3.9	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、残骸に応じて必要な措置を講じる。	-	
						水門等	-	1基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。			

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	地域	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項	
	海岸名	地区番号			地区名	受益面積 (約 ha)			受益面積 (約 ha)	証基(m) 施設数(基)			代表堤防高 (T.P.m)
高度利用 ゾーン 衣浦港ブ ロック⑤	寺津漁港	101	西尾市 (水産庁) ・ 愛知県 (農村振興局)	西尾市	状況	約 4.7	堤防(水産)	傾斜式	1,096	2.4 ~ 4.4	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
							堤防(農振)	傾斜式	60	4.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
							胸壁(水産)	-	453	2.4 ~ 4.4	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。		
							突堤(水産)	-	50	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
							水門等(水産)	-	1	-	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
	西尾	102	中根	愛知県 (水管理国土保 全局)	西尾市	住宅地 農地	4.700	水門等(農振)	-	1	-	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
								堤防	傾斜式	1,043	4.5 ~ 5.1	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								水門等	-	1	-	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
								堤防	傾斜式	140	5.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								水門等	-	1	-	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	衣浦港	103	中根	愛知県 (農村振興局)	西尾市	住宅地 農地	4.700	堤防(水産)	傾斜式	740	4.5 ~ 5.4	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								堤防(農振)	直立式	96	4.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								水門等(農振)	-	1	-	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
								堤防(水産)	傾斜式	740	4.5 ~ 5.4	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								水門等(農振)	-	1	-	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
栄生漁港	105	治明	西尾市 (水産庁)	西尾市	住宅地 農地	4.700	堤防	傾斜式	880	4.1 ~ 5.9	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
							陸間等	-	7	-	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	海岸名	地区番号		地区名	地域			状況	受益面積 (約 ha)		
高度利用 ゾーン 衣浦港プ ロック⑤	一色	106	愛知県 水管理・国土保 全局・農 水・農振共管	西尾市	住宅地 農地	4,700	堤防(水・ 国)	—	2,148 6.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	—
							堤防(農 振)	傾斜式	30 5.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							堤防(共 管)	傾斜式	30 5.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							突堤(水・ 国)	—	600 24基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							水門等 (水・国)	—	—	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							水門等(農 振)	—	2基	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	味沢漁港	107	西尾市 (水産庁)	西尾市	住宅地 農地	4,700	水門等(共 管)	—	1基	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	—
							堤防	傾斜式	994 5.4 ~ 5.9	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							突堤	—	79.8 3基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							水門等	—	1基	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							堤防	傾斜式	70 5.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							水門等	—	1基	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
衣浦港	108	愛知県 (農村振興局)	西尾市	住宅地 農地	4,700	水門等	—	1基	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	—	

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項	
	海岸名	地区 番号		地区名	受益面積 (約 ha)			状況	地域			延長(m) 施設数(基)
自然利用 ゾーン 蒲郡・榑豆 ブロック①	一色	109	愛知県 (水管理・国土保 全局・農振共管) 水圏・農振共管)	約 5,200	住宅地 農地	西尾市	堤防(水・ 国)	傾斜式	1,142 5.8 ~ 6.0	1基	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規格に応じて必要な措置を講じる。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生息環境の保全 ・漁場の持続的利用の促進
							堤防(共 管)	傾斜式	20	5.8	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規格に応じて必要な措置を講じる。	
							突堤(水・ 国)	-	335 13基	-	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規格に応じて必要な措置を講じる。	
							水門等 (水・国)	-	-	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							水門等(共 管)	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							堤防	傾斜式	35	5.9	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規格に応じて必要な措置を講じる。	
	一色・藤 江・生田	110	愛知県 (水管理・国土保 全局)	約 5,200	住宅地 農地	西尾市	水門等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生息環境の保全 ・漁場の持続的利用の促進
							堤防(水 産)	傾斜式	5,158	5.8	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規格に応じて必要な措置を講じる。	
							堤防(農 振)	傾斜式 直立式 (渾手島)	235 4.9 ~ 5.9	5.9	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規格に応じて必要な措置を講じる。	
							胸壁(水 産)	-	665	5.8	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
							突堤(水 産)	-	25 1基	-	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規格に応じて必要な措置を講じる。	
一色・藤 江・生田	111	愛知県 (水産庁) 愛知県 (農林振興局)	約 5,200	住宅地 農地	西尾市	水門等(水 産)	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生息環境の保全 ・漁場の持続的利用の促進	
						水門等(農 振)	-	5基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
						陸間等(水 産)	-	6基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
						陸間等(水 産)	-	6基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	地区 番号	地区名		地域	状況			受益面積 (約 ha)	延長(m) 施設数(基)			代表堤防高 (T.P.m)	
自然利用 ゾーン 蒲郡・權豆 ブロック①	一色	112	生田	愛知県 (水管理・国土保 全局、 水国・農振共管)	西尾市	住宅地 農地	5,200	堤防(水・ 国)	傾斜式	2,239	5.9	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	干潟・藻場の保全・復元 ・生物生息環境の保全 ・漁場の持続的利用の促進
								堤防(共 管)	傾斜式	52	5.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								突堤(水・ 国)	—	380 17基	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								水門等 (水・国)	—	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
								水門等(共 管)	—	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
								堤防	傾斜式	40	5.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	衣崎漁港	113	生田	愛知県 (農村振興局)	西尾市	住宅地 農地	5,200	水門等	—	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	干潟・藻場の保全・復元 ・生物生息環境の保全 ・漁場の持続的利用の促進
								堤防	傾斜式	464	5.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								水門等	—	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
								堤防	傾斜式	—	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								水門等	—	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
								堤防(水・ 国)	傾斜式	2,174	5.8 ~ 6.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
一色	114	真野	西尾市 (水産庁)	西尾市	住宅地 農地	5,200	堤防(共 管)	傾斜式	30	5.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	干潟・藻場の保全・復元 ・生物生息環境の保全 ・漁場の持続的利用の促進	
							突堤(水・ 国)	—	250 11基	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
							水門等 (水・国)	—	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
							水門等(共 管)	—	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
							堤防	傾斜式	—	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
							堤防(水・ 国)	傾斜式	—	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項	
	海岸名	地区 番号		地区名	地域			状況	受益面積 (約 ha)			延長(m) 施設数(基)
自然利用 ゾーン 蒲郡・幡豆 ブロック①	吉良	116	愛知県 (水管理・国土保 全局)	西尾市	住宅地 農地	5,200	堤防	傾斜式	130	6.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。ブロックの沈下等	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・漁場の持続的利用の促進
							突堤	—	50	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
		堤防(水・国)	傾斜式	3,313	5.1 ~ 5.9	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。						
		堤防(共 管)	傾斜型	250	5.1 ~ 5.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。						
	吉田	117	愛知県 (水管理・国土保 全局、 水国・農振共管)	西尾市	住宅地 農地	5,200	突堤(水・国)	—	490	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・漁場の持続的利用の促進
							水門等 (水・国)	—	6基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
		水門等(共 管)	—	—	6基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。					
		堤防	傾斜式	128	5.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。						
	吉田港	118	愛知県 (港湾局)	西尾市	住宅地 農地	5,200	護岸	—	970	5.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・漁場の持続的利用の促進
							水門等	—	1基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
		陸間等	—	—	7基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。					

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	海名	地区 番号		地域	状況			延長(m) 施設数(基)	代表堤防高 (T.P.m)		
自然利用 ゾーン 蒲郡・幡豆 ブロック②	宮崎漁港	119	西尾市 (水産庁)		住宅地	420	護岸	—	1,045 4.3 ~ 7.4	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進 ・海水浴等の砂浜利用者への配慮
							突堤	—	326 2基	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							離岸堤	—	64 1基	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							陸間等	—	6基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	吉良	120	宮崎・鳥羽	愛知県 (水管理・国土保 全局)	住宅地	420	護岸	—	577 4.3	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進 ・海水浴等の砂浜利用者への配慮
							突堤	—	90 3基	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							離岸堤	—	360 4基	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							護岸	—	413 5.0	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	幡豆	121	宮崎・鳥羽	愛知県 (水管理・国土保 全局)	住宅地	420	突堤	—	70 1基	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進
							堤防	傾斜式	879 5.0 ~ 5.8	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							護岸	—	619 —	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							水門等	—	1基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
西幡豆漁 港	122	鳥羽	愛知県 (水産庁)			陸間等	—	5基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進	

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法		特に配慮する事項
	地区 番号	地区名		地域	状況			延長(m) 施設数(基)	代表堤防高 (T.P.m)			
自然利用 ゾーン 蒲郡・幡豆 ブロック②	123	鳥羽	愛知県 (水管理・国土保 全局、 水国・農振共管)	住宅地	420	堤防(水・ 防)	傾斜式	414	5.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空潤化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進	
						堤防(共 管)	傾斜式	20	5.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空潤化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						護岸(水・ 国)	-	134	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空潤化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						突堤(水・ 国)	-	20	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空潤化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						水門等 (水・国)	-	2基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。		
						水門等(共 管)	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。		
	幡豆	124	鳥羽・西幡 豆	愛知県 (水管理・国土保 全局、 水国・農振共管)	住宅地	420	堤防(水・ 防)	傾斜式	558	4.4	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空潤化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進
							堤防(共 管)	傾斜式	30	4.9	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空潤化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							突堤(水・ 国)	-	190	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空潤化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							水門等 (水・国)	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	
							水門等(共 管)	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	
							堤防	傾斜式	154	5.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空潤化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
西幡豆漁 港	125	西幡豆	愛知県 (水管理・国土保 全局)	住宅地	420	堤防	傾斜式	663	5.0 ~ 5.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空潤化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進	
						護岸	-	1,334	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空潤化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						突堤	-	40	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空潤化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						陸間等	-	14基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。		
						堤防	傾斜式	154	5.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空潤化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						水門等 (水・国)	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。		



維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	地区番号	地区名		地域	状況			受益面積 (約 ha)	延長(m) 施設数(基)		
自然利用 ゾーン 蒲郡・幡豆 ブロック②	海岸名										
	幡豆	127	愛知県 (水管理・国土保 全局)			護岸	-	665	4.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進 ・海水浴等の砂浜利用者への配慮
	東幡豆港	128	愛知県 (港湾局)			離岸堤	-	200 2基	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進
	東幡豆港	129	愛知県 (港湾局)	西尾市	住宅地	堤防	傾斜式	2,395	6.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進
	東幡豆港	130	愛知県 (港湾局)			護岸	-	2,057	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進
	幡豆	131	愛知県 (水管理・国土保 全局)			水門等	-	75 3基	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進
	幡豆	132	愛知県 (水管理・国土保 全局)	蒲郡市		陸間等	-	45基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進
	蒲郡	133	愛知県 (水管理・国土保 全局)			護岸	-	324	5.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進
						護岸	-	575	6.2	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進
						堤防	傾斜式	248 4.4	4.4 ~ 6.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進
						護岸	-	352	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進
						水門等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進
					陸間等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進	

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	海岸名	地区 番号		地区名	状況			地域	状況			受益面積 (約 ha)	延長(m) 施設数(基)
自然利用 ゾーン 蒲郡・幡豆 ブロック②	知柄漁港	133	愛知県 (水産庁)	西浦			堤防	傾斜式	516	1.7 ~ 5.3	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進	
							護岸	-	64	1.7 ~ 4.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
							胸壁	-	462	1.7 ~ 4.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。		
	蒲郡	134	赤見山	愛知県 (水管理・国土保 全局)		住宅地	420	水門等	-	3基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進
								陸間等	-	8基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
								護岸	傾斜式	250	6.3	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	倉舞港	135	倉舞	蒲郡市 (港務局)	住宅地	420	420	護岸	-	1,342	2.3 ~ 7.1	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進 ・海水浴等の砂浜利用者への配慮
								胸壁	-	172	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
								突堤	-	369	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	佐久島漁港	136	佐久島	西尾市 (水産庁)	住宅地	50	50	離岸堤	-	290	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進 ・海水浴等の砂浜利用者への配慮
								潜堤	-	190	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								消波工	-	635	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	一色	137	佐久島	愛知県 (水管理・国土保 全局)	住宅地	50	50	陸間等	-	10基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進
護岸								-	4,292	1.6 ~ 4.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
突堤								-	582	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
吉良	138	梶島	愛知県 (農村振興局)				陸間等	傾斜式	1,067	3.1	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。 巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。 巡視要領等に従い、台風の被害が懸念される場合に巡視を行う。また、施設状況に合わせ、予防保全等の計画的な維持修繕に努める。	干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進	

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	海岸名	地区 番号		地区名	地域			状況	受益面積 (約 ha)		
高度利用 ゾーン 三河港ワ ロンク①	三河港	139	愛知県 (港務局)	蒲州市	住宅地	—	護岸(港 灣)	直立式 傾斜式	737 2.1 ~ 4.7	定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟の保全、復元 ・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
							堤防(水・ 国)	傾斜式	2,230 6.3	定期的な巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							消波工 (水・国)	—	600 —	定期的な巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	形原漁港	140	愛知県 (水産庁)	蒲州市	住宅地	—	堤防	直立式 傾斜式	1,042 3.1 ~ 5.5	定期的な巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟の保全、復元 ・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
							護岸	—	160 —	定期的な巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							胸壁	—	1,033 —	定期的な巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
	蒲郡	141	愛知県 (水管理・国土保 全局)	蒲州市	住宅地	170	水門等	—	4基 —	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	・干潟の保全、復元 ・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
							陸間等	—	20基 —	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							堤防	傾斜式	132 1.5	定期的な巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	蒲郡	142	愛知県 (水管理・国土保 全局)	蒲州市	住宅地	170	突堤	—	26 1基 —	定期的な巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟の保全、復元 ・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
							堤防	傾斜式	690 5.6	定期的な巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							水門等	—	2基 —	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	蒲郡	143	愛知県 (水管理・国土保 全局)	蒲州市	住宅地	170	堤防	傾斜式	431 4.6	定期的な巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟の保全、復元 ・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
							水門等	—	1基 —	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	海岸名	地区 番号		地区名	受益面積 (約 ha)			延長(m) 施設数(基)	代表堤防高 (T.P.m)			状況	地域
高度利用 ゾーン 三河港ブ ロック②	三河港	144	愛知県 (港湾局)			護岸	-	1,120	4.7 ~ 5.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟の保全、復元 ・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上		
												陸間等	-
	蒲郡		145	愛知県 (水管理・国土保 全局、 水国・農振共管)			堤防(水・ 国)	傾斜式	765	3.1 ~ 4.3	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟の保全、復元 ・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上	
							堤防(共 管)	傾斜式	40	4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
							突堤(水・ 国)	-	55 1基	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
							突堤(共 管)	-	50 1基	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
							水門等(共 管)	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
							-	-	-	4.6	-		・干潟の保全、復元 ・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
							堤防	傾斜式	769	5.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		・干潟の保全、復元 ・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
							水門等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
							堤防	傾斜式	948	3.6 ~ 3.7	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
							堤防(水・ 国)	傾斜式	110	3.2	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
	三河港	149	愛知県 (水管理・国土保 全局、 水国・農振共管)				堤防(共 管)	傾斜式	120	4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟の保全、復元 ・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上	
							堤防	直立式 傾斜式	619	4.5 ~ 6.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
三河港	150	愛知県 (港湾局)				水門等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	・干潟の保全、復元 ・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上		
						陸間等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。			

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況			種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項	
	海岸名	地区 番号		地区名	地域	状況			受益面積 (約 ha)	延長(m) 施設数(基)			代表堤防高 (T.P.m)
高度利用 ゾーン 三河港プ ロック③	三河港	151	蒲郡 愛知県 (港湾局)	蒲郡市	住宅地 商業地	220	堤防	直立式 傾斜式 混成式	1,012	2.6 ~ 4.7	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	干潟の保全、復元 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上	
							護岸	-	1,424	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
							水門等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。		
							陸間等	-	14基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。		
	三河港	152	三谷	愛知県 (水産庁)	蒲郡市	住宅地 商業地	220	堤防	直立式	160	3.7 ~ 4.7	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	干潟の保全、復元 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
								胸壁	-	1,750	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
								水門等	-	4基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	
								陸間等	-	28基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	
	三河港	153	三谷	愛知県 (港湾局)	蒲郡市	住宅地 商業地	220	堤防	直立式	539	3.7 ~ 6.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	干潟の保全、復元 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
								護岸	-	290	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								水門等	-	2基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	
								陸間等	-	471	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
蒲郡	154	三谷	愛知県 (水管理/国土保 全局)	蒲郡市	住宅地 商業地	220	堤防	傾斜式	619	4.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	干潟の保全、復元 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上	
							堤防	傾斜式	4,706	2.6 ~ 5.1	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
							護岸	-	900	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。		
							陸間等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。		
三河港	156	海鶴	愛知県 (港湾局)	蒲郡市	住宅地 商業地	220	堤防	傾斜式	1,593	4.2 ~ 6.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	干潟の保全、復元 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上	
							突堤	-	99	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
							水門等	-	4基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。		
							陸間等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。		
高度利用 ゾーン 三河港プ ロック③	蒲郡	157	愛知県 (水管理/国土保 全局)	蒲郡市	住宅地 商業地	220	堤防	傾斜式	1,593	4.2 ~ 6.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	干潟の保全、復元 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上	
							突堤	-	99	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
							水門等	-	4基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。		
							陸間等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。		

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項			
	海岸名	地区 番号		地区名	地域			状況	受益面積 (約 ha)			延長(m) 施設数(基)	代表堤防高 (T.P.m)	
高度利用 ゾーン 三河湾プ ロング④	御津	158	愛知県 (水管理・国土保 全局)	赤根			堤防	傾斜式	862	4.3 ~ 4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空消化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。			
							突堤	—	114	5基	—		巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							水門等	—	—	—	—		津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							陸間等	—	—	—	—		津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	御津	159	愛知県 (水管理・国土保 全局)	西方・御馬		豊川市	住宅地	堤防	傾斜式	160	4.6 ~ 6.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空消化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
								突堤	—	184	7基	—		巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。
								水門等	—	—	—	—		津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。
								陸間等	—	—	—	—		津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。
	御馬漁港	160	愛知県 (水管理・国土保 全局)	御馬		豊川市	住宅地	堤防	傾斜式	209	5.9	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空消化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
								突堤	—	63	2基	—		巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。
								堤防	直立式	466	4.4 ~ 5.8	—		巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空消化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。
								堤防	傾斜式	1,088	4.5 ~ 6.1	—		巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空消化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。
御津・豊橋	161	愛知県 (水管理・国土保 全局)	下佐藤新 田・梅敷		豊橋市	住宅地	消波堤	—	118	—	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
							堤防	傾斜式	619	6.1	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空消化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区域名		海岸管理者(所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	海岸名	地区番号		地区名	地域			状況	受益面積(約 ha)		
高度利用ゾーン 三河港 ロック⑤	162	梅芝・前芝	愛知県(水管理・国土保全局)	豊橋市	—	堤防	傾斜式	898	4.9 ~ 6.1	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	—
							傾斜式	4,639	4.8 ~ 6.5	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	163	吉前・神野新田	愛知県(水管理・国土保全局・農振共管)	豊橋市	—	堤防(水・国)	傾斜式	200	6.5	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	—
							突堤(水・国)	409	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	164	神野新田	愛知県(水管理・国土保全局・農振共管)	豊橋市	住宅地 農地	1,900	堤防(水・国)	傾斜式	2,346	6.1 ~ 6.5	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。
傾斜式								97	4.3	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
高度利用ゾーン 三河港 ロック⑥	165	豊橋	愛知県(港務局)	豊橋市	1,900	堤防	直立式 傾斜式	1,215	4.3 ~ 5.5	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	—
							水門等	1	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	166	大崎	愛知県(港務局)	豊橋市	1,900	陸間等	—	1	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	—
							堤防	1,922	3.5 ~ 5.2	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	167	老津	愛知県(港務局)	豊橋市	1,900	陸間等	—	973	—	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	—
堤防							2,420	3.5 ~ 3.8	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
167	老津	愛知県(港務局)	豊橋市	1,900	陸間等	—	1	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	—	
						陸間等	9	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項																										
	地区番号	地区名		地域	状況			延長(m) 施設数(基)	代表堤防高 (T.P.m)																												
高度利用 ゾーン 三河港プ ロック⑦	豊橋	168	愛知県 (水管理・国土保 全局・農漁共管)	豊橋市	-	堤防	傾斜式	5,903	3.2 ~ 5.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟の保全、復元																										
												169	谷籾	愛知県 (水管理・国土保 全局)	住宅地 農地	3,300	傾斜式	1,311	3.3 ~ 4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟の保全、復元																
																						170	谷籾・豊島	愛知県 (水管理・国土保 全局)	田原市	傾斜式	160	3.4 ~ 3.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟の保全、復元							
高度利用 ゾーン 三河港プ ロック⑧	田原	171	愛知県 (水管理・国土保 全局)	田原市	-	突堤	-	105	1基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟の保全、復元																										
												172	浦	愛知県 (水管理・国土保 全局)	田原市	傾斜式	1,779	3.6 ~ 3.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟の保全、復元																	
																					173	浦・波瀬	愛知県 (水管理・国土保 全局)	田原市	傾斜式	1,740	3.2 ~ 3.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟の保全、復元								
																														174	波瀬・浦	愛知県 (水管理・国土保 全局)	傾斜式	610	3.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟の保全、復元
176	波瀬・大 原・片浜	田原市 (水産庁)	-	-	619	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟の保全、復元																													



維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	海岸名	地区番号		地区名	受益面積 (約 ha)			状況	地域		
自然利用 ゾーン 瀬美プロジェクト ク①	田原		愛知県 (水管理・国土保 全局)		住宅地	堤防	傾斜式	2,019	2.6 ~ 4.0	定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂浜の保全・復元</li> <li>・生物生息環境の保全</li> <li>・海岸施設の利便性向上</li> <li>・漁場の持続的利用の促進</li> <li>・海水浴等の砂浜利用者への配慮</li> </ul>
									279	定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
									574 10基	定期的巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
									200 1基	定期的巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
									160	定期的巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
									1448	3.9 ~ 4.1	
		178	仁崎	愛知県 (水管理・国土保 全局)			堤防	傾斜式	485 21基	定期的巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂浜の保全・復元</li> <li>・生物生息環境の保全</li> <li>・海岸施設の利便性向上</li> <li>・漁場の持続的利用の促進</li> <li>・海水浴等の砂浜利用者への配慮</li> </ul>
		179	野田・仁崎	愛知県 (水管理・国土保 全局)	住宅地	堤防	傾斜式	346	3.6 ~ 5.0	定期的巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
						消波堤	傾斜式	43		定期的巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
						堤防	傾斜式	1,755	2.8 ~ 4.1	定期的巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
						護岸 (馬草港 (水・国土))	傾斜式	95		定期的巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
		180	野田	愛知県 (水管理・国土保 全局)			突堤	傾斜式	613 17基	定期的巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
瀬美			愛知県 (水管理・国土保 全局)			消波堤	傾斜式	120	1基	定期的巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂浜の保全・復元</li> <li>・生物生息環境の保全</li> <li>・海岸施設の利便性向上</li> <li>・漁場の持続的利用の促進</li> </ul>
								619		定期的巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								190	4.1	定期的巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
	181	宇津江	愛知県 (水管理・国土保 全局)			突堤	傾斜式	44 3基	定期的巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂浜の保全・復元</li> <li>・生物生息環境の保全</li> <li>・海岸施設の利便性向上</li> <li>・漁場の持続的利用の促進</li> </ul>	

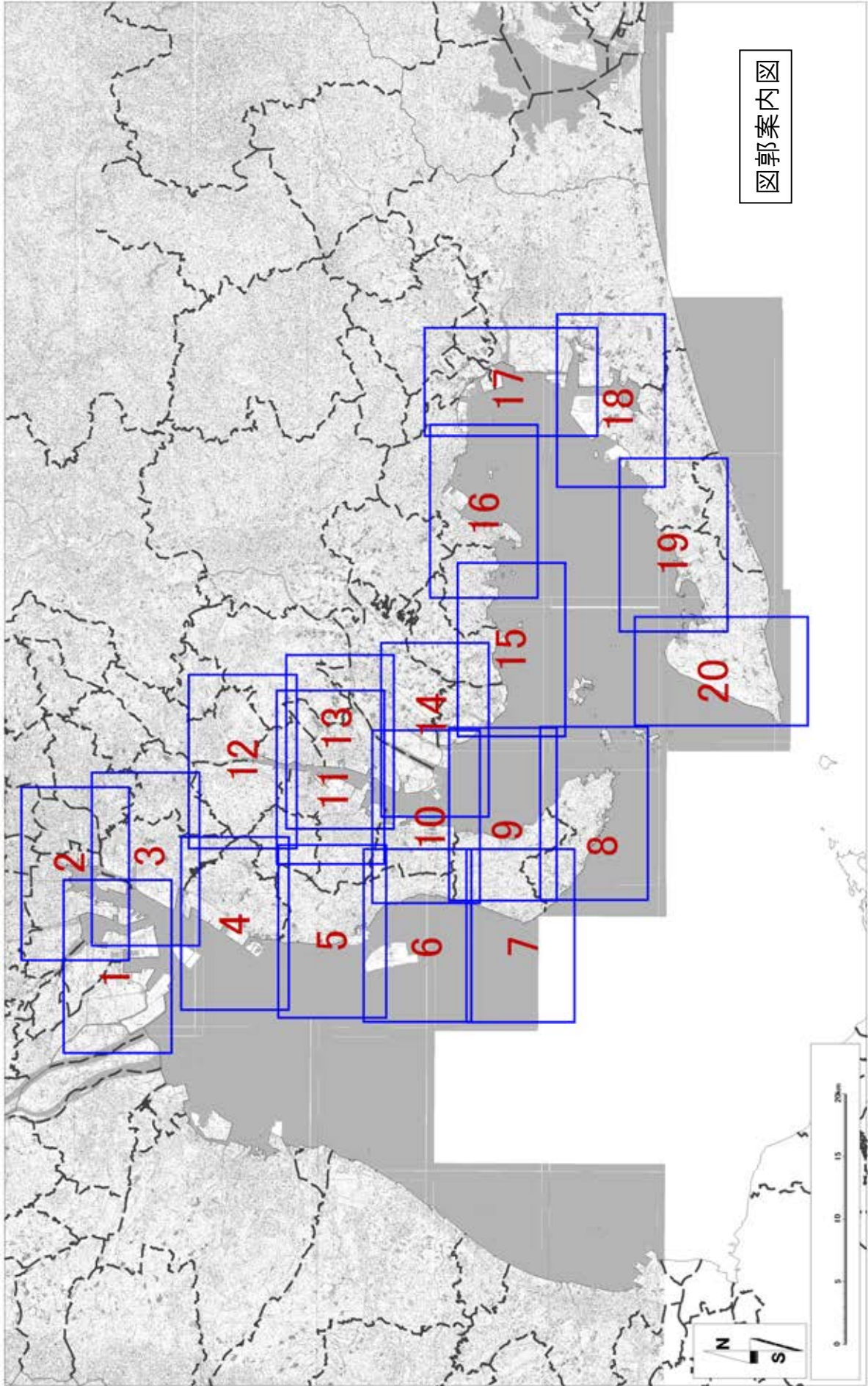
維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	地域	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	地区番号	地区名			状況	受益面積 (約 ha)			延長(m) 施設数(基)	代表堤防高 (T.P.m)		
自然利用 ゾーン 瀬美プロジェクト ク①	宇津江漁港	182	宇津江	田原市 (水産庁)			護岸	-	862	9.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、崩壊に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜の保全・復元 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創出 ・生物多様性の保全 ・海岸施設の利便性向上
		183	宇津江・江比間	愛知県 (水管理・国土保 全局)	住宅地	270	護岸	-	957	4.1 ~ 6.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、崩壊に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜の保全・復元 ・生物多様性の保全 ・海岸施設の利便性向上 ・漁場の持続的利用の促進
							突堤	-	13	1基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、崩壊に応じて必要な措置を講じる。	
	184	泉	愛知県 (水管理・国土保 全局)	住宅地	270	堤防	傾斜式	-	182	3.2 ~ 6.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、崩壊に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜の保全・復元 ・生物多様性の保全 ・海岸施設の利便性向上 ・漁場の持続的利用の促進
						護岸	-	653	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、崩壊に応じて必要な措置を講じる。		
						突堤	-	260	7基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、崩壊に応じて必要な措置を講じる。		
						水門等	-	2	2基	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
	185	江比間・伊川津	愛知県 (水管理・国土保 全局・農林共 管) 田原市 (水産庁)	田原市	980	堤防(水・国)	傾斜式	-	3,951	3.0 ~ 5.1	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、崩壊に応じて必要な措置を講じる。	・干潟の保全・復元 ・人工海岸の緑化等の環境配慮 ・美しい海岸景観の保全 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創出 ・海岸施設の利便性向上 ・漁場の持続的利用の促進
						堤防(水産)	傾斜式	-	537	3.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、崩壊に応じて必要な措置を講じる。	
						堤防(共管)	傾斜式	-	29	3.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、崩壊に応じて必要な措置を講じる。	
186	伊川津	愛知県 (水管理・国土保 全局)	田原市	住宅地	980	突堤(水・国)	-	485	21基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、崩壊に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜の保全・復元 ・生物多様性の保全 ・海岸施設の利便性向上 ・漁場の持続的利用の促進	
						水門等(水・国)	-	1	1基	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
						水門等(共管)	-	1	1基	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
						堤防	傾斜式	-	230	3.9	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、崩壊に応じて必要な措置を講じる。	
186	伊川津	愛知県 (水管理・国土保 全局)	田原市	住宅地	980	護岸	-	207	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、崩壊に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜の保全・復元 ・生物多様性の保全 ・海岸施設の利便性向上 ・漁場の持続的利用の促進	
						突堤	-	40	1基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、崩壊に応じて必要な措置を講じる。		
							水門等	-	1	1基	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	

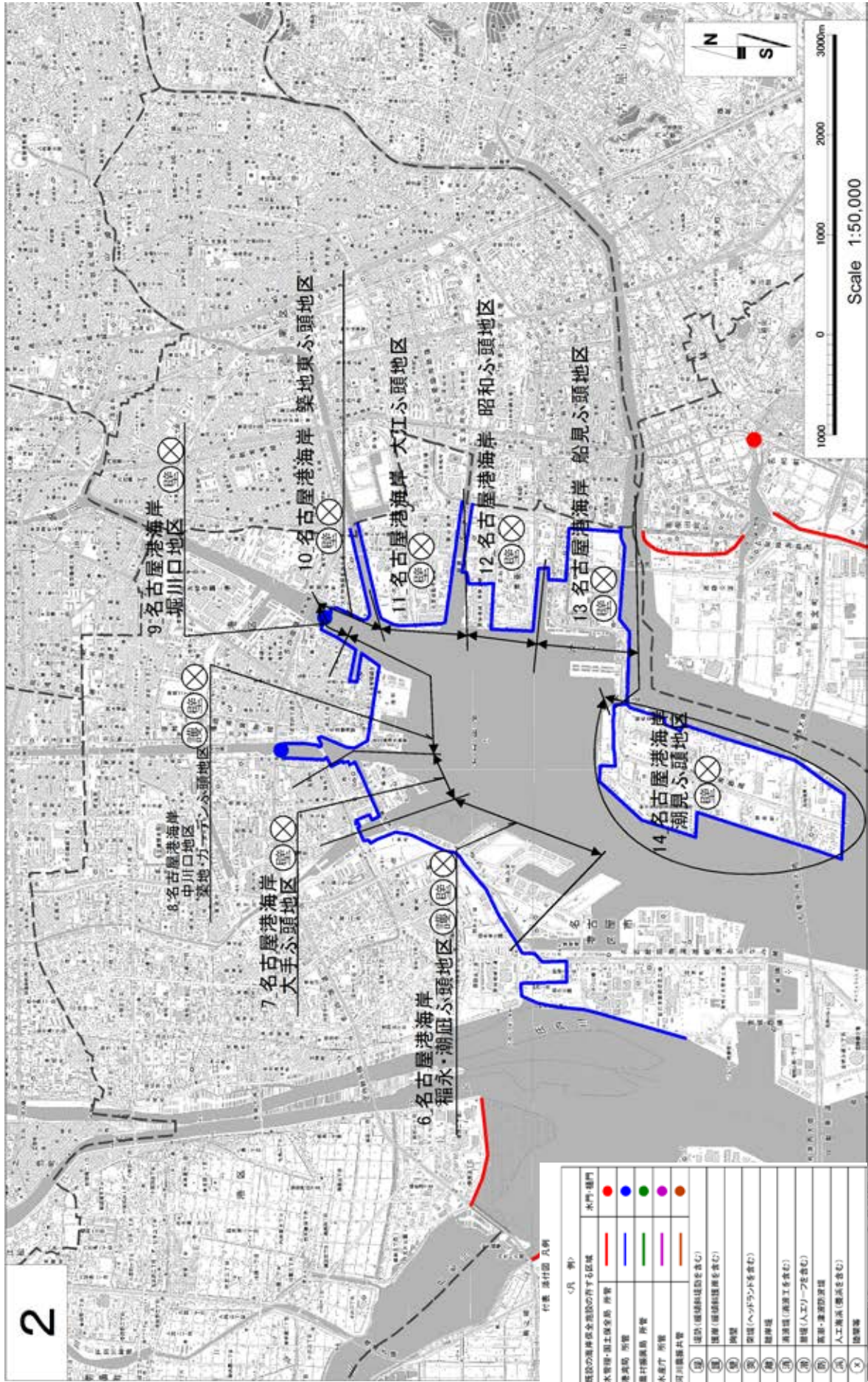
ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項	
	海岸名	地区 番号		地区名	受益面積 (約 ha)			状況	延長(m) 施設数(基)			代表堤防高 (T.P.m)
自然利用 ゾーン 選美プロテ ク②	選美	187	伊川津・高木	愛知県 (水管理・国土保 全局)	710	住宅地	田原市	堤防	傾斜式	1,612 3.8 ~ 4.0	定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・海岸施設の利便性向上 ・漁場の持続的利用の促進
								突堤	—	220 5基	定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								堤防	傾斜式	4,966 2.0 ~ 5.1	定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	福江港	188	福江	愛知県 (港務局)	710	住宅地	田原市	護岸	—	133	定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・海岸施設の利便性向上 ・漁場の持続的利用の促進
								胸壁	—	160 2.0 ~ 3.6	定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
								水門等	—	5基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	福江漁港	189	小新田	愛知県 (水管理・国土保 全局)	710	住宅地	田原市	陸間等	—	12基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
								堤防	傾斜式	1,895 3.4 ~ 4.9	定期的な巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・海岸施設の利便性向上 ・漁場の持続的利用の促進
								堤防	直立式	351 2.5 ~ 4.6	定期的な巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	福江漁港	190	中山・小新田	愛知県 (水産庁)	710	住宅地	田原市	胸壁	—	230 2.5 ~ 3.7	定期的な巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	・海岸施設の利便性向上 ・漁場の持続的利用の促進
								陸間等	—	4基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
								堤防(水・国)	傾斜式	828 4.7 ~ 5.7	定期的な巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	福江漁港	191	中山	愛知県 (水管理・国土保 全局)	710	住宅地	田原市	堤防(共 管)	傾斜式	12 3.7	定期的な巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・海岸施設の利便性向上 ・漁場の持続的利用の促進
								離岸堤 (水・国)	—	110 1基	定期的な巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								水門等(共 管)	—	1基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	

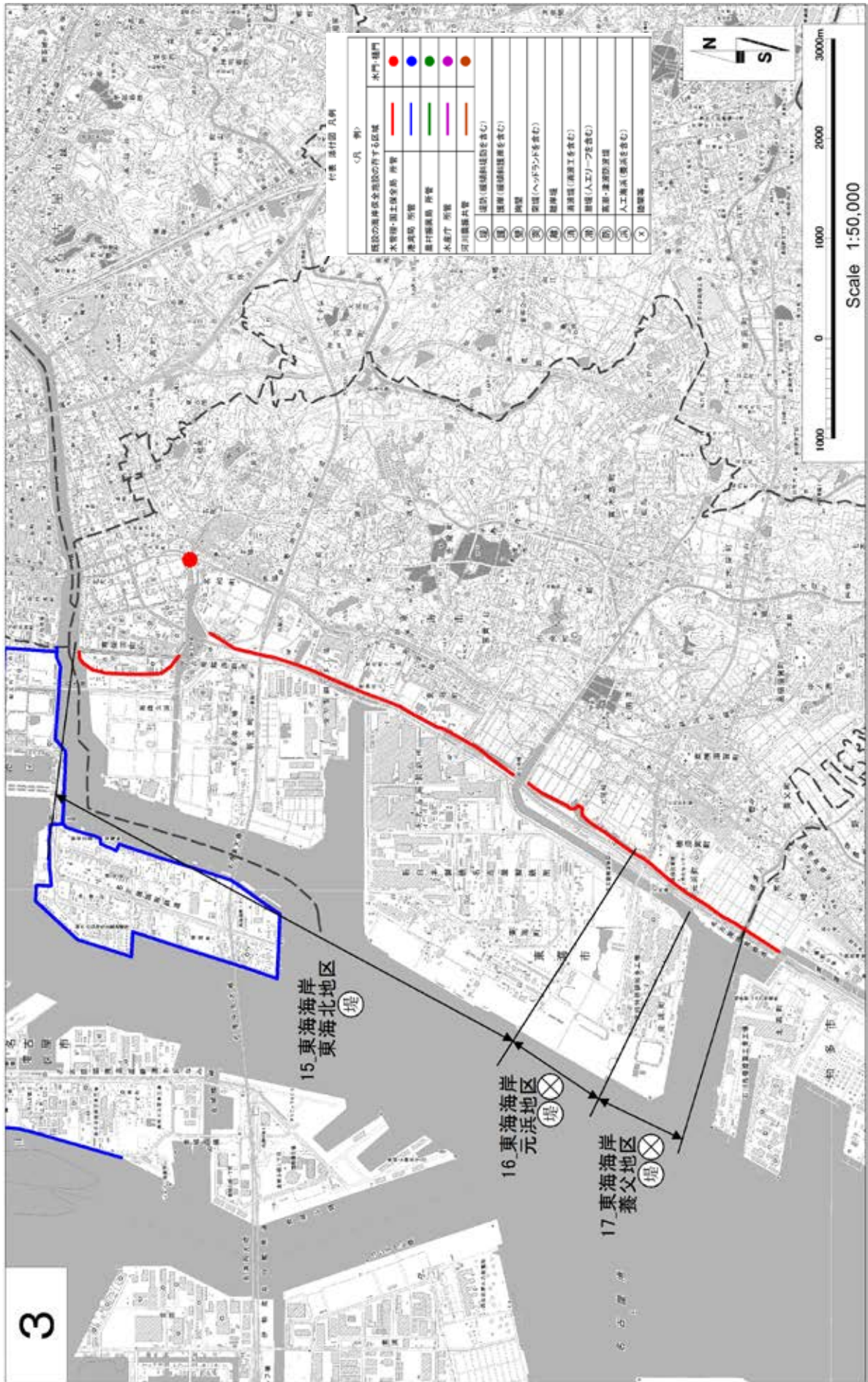
維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区界名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	海岸名	地区番号		地区名	受益面積 (約 ha)			状況	延長(m) 施設数(基)		
自然利用 ゾーン 農業プロッ ク③	福江港	192	愛知県 (農村振興局)	立馬崎		堤防	傾斜式	775	~ 4.7	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	・砂浜の保全・復元 ・生物生息環境の保全 ・海岸施設の利便性向上 ・漁場の持続的利用の促進
								300 3基	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								-	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	遷美	193	愛知県 (農村振興局)	伊良湖	860	堤防	傾斜式	9,743	4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	・砂浜の保全・復元 ・生物生息環境の保全 ・海岸施設の利便性向上 ・漁場の持続的利用の促進
								243 8基	-	空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								-	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	伊良湖港	194	愛知県 (港湾局) 愛知県 (農村振興局)	伊良湖	860	堤防(農 振)	傾斜式	610	4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	・砂浜の保全・復元 ・生物生息環境の保全 ・海岸施設の利便性向上 ・漁場の持続的利用の促進
								1,326	1.7 ~ 4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等に基づき計画的な維持修繕を行う。	
								255 2基	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								231 2基	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
伊良湖港		愛知県 (農村振興局)	伊良湖	860	離岸堤(農 振)	-	470 6基	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜の保全・復元 ・生物生息環境の保全 ・海岸施設の利便性向上 ・漁場の持続的利用の促進 ・海水浴等の砂浜利用者への配慮	
							333 2基	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
							-	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		

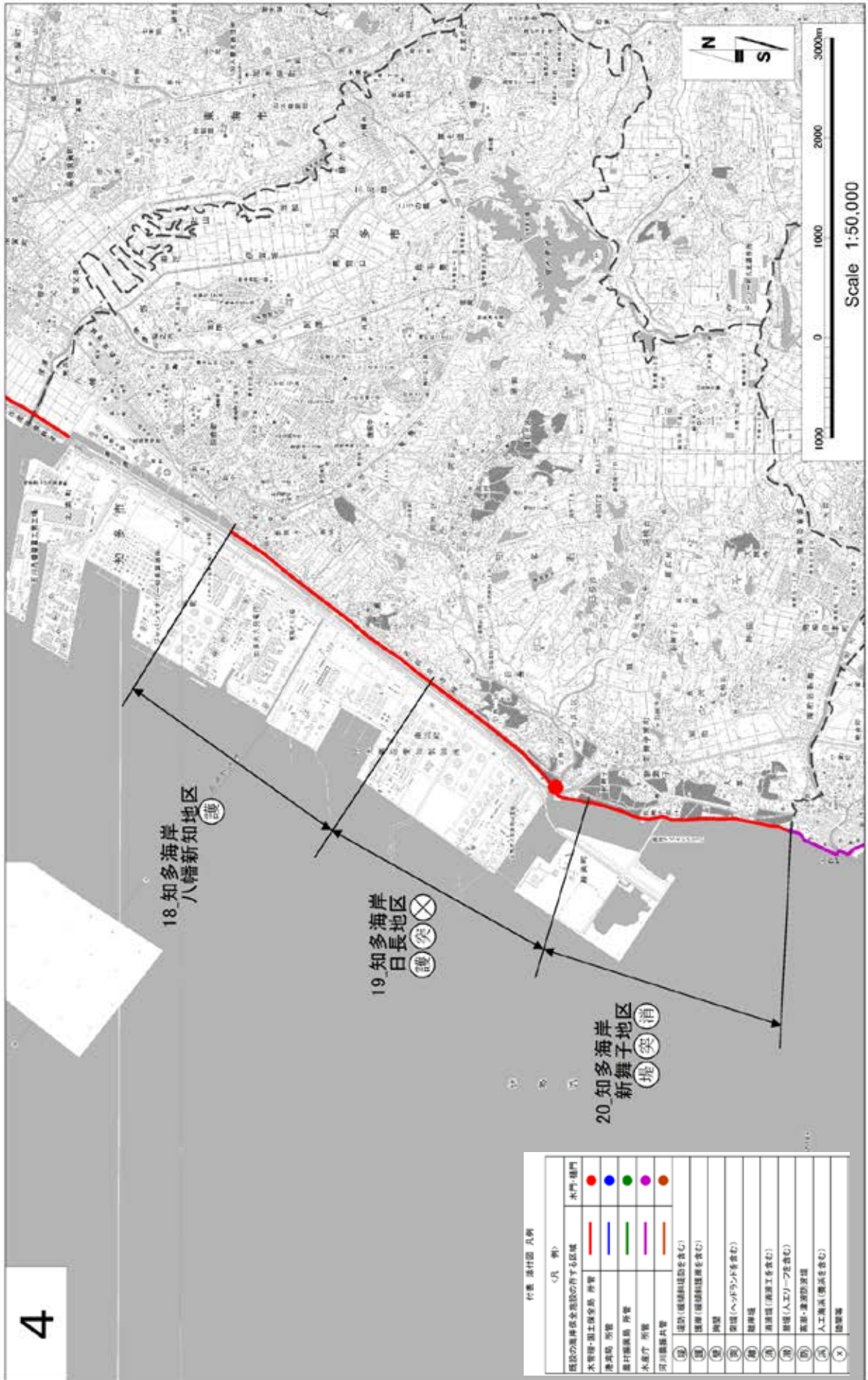


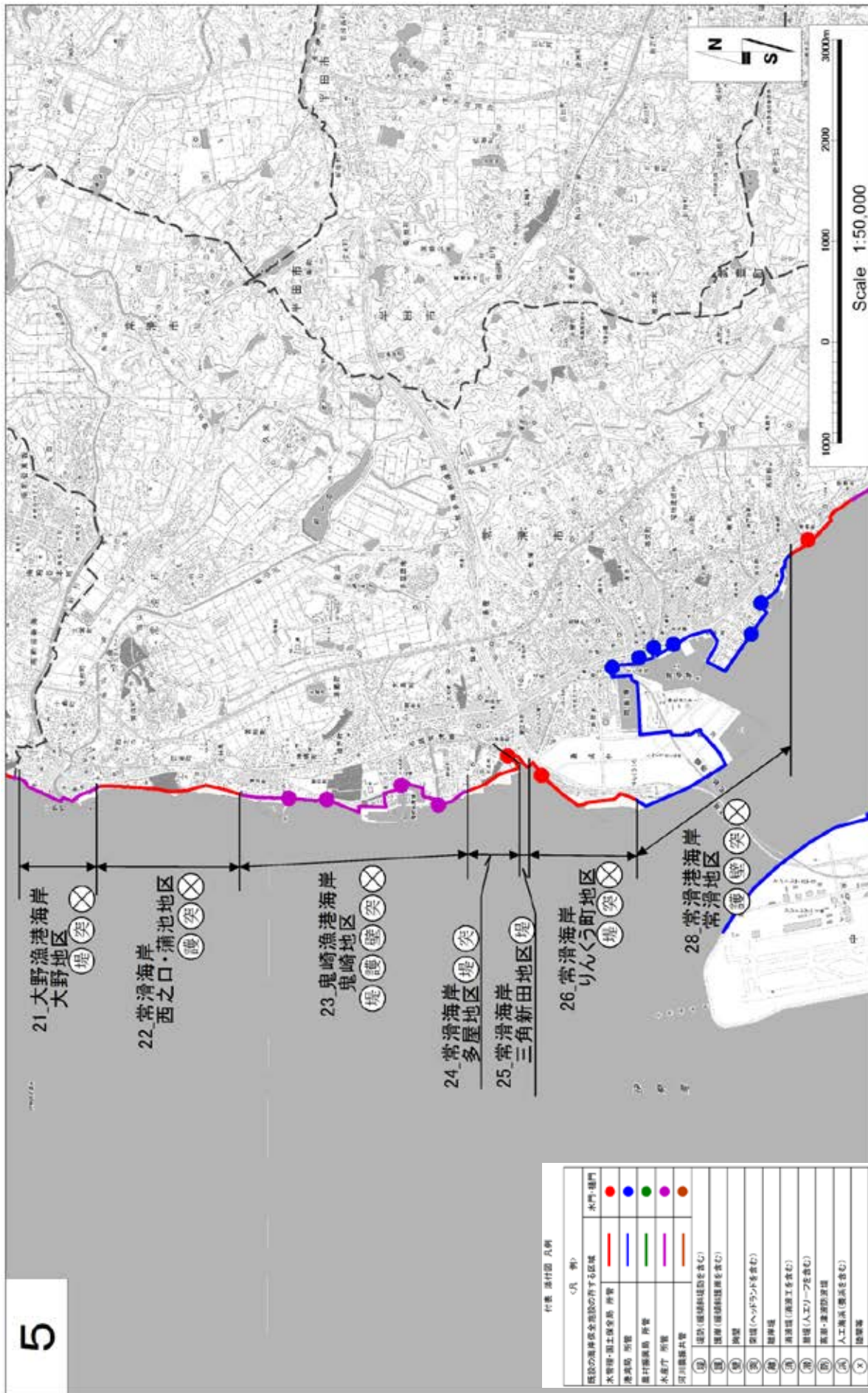






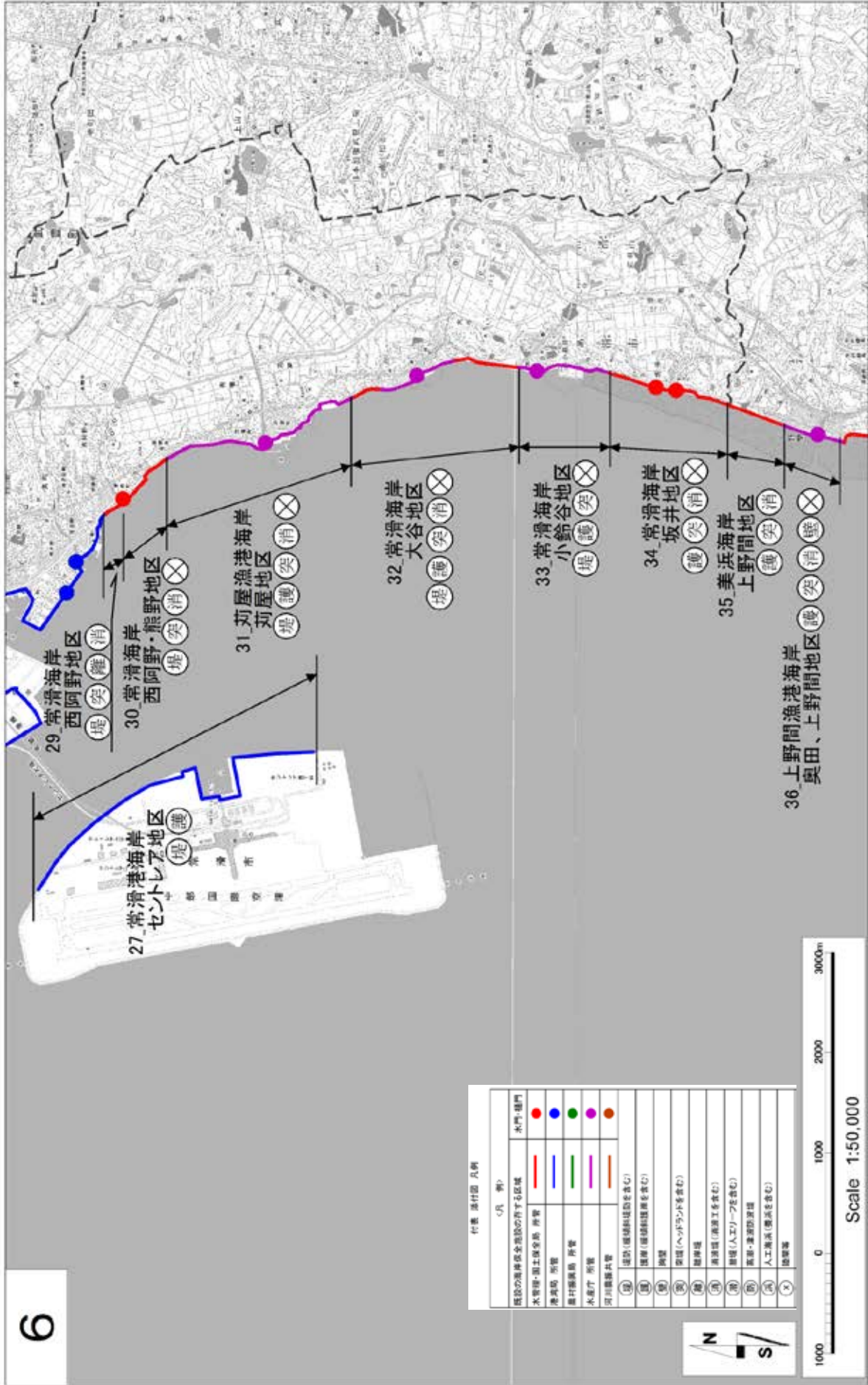






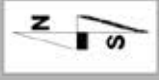
付表 海岸図 凡例

＜凡 例＞	
既設の海岸保全施設の存在区域	水門・堤門
大野港・国土保存線 防管	●
常滑防 防管	●
鬼崎防 防管	●
水産庁 防管	●
河川整備防管	●
① 堤防(堤防建設局を管轄)	
② 護岸(堤防建設局を管轄)	
③ 護岸	
④ 堤防(ハットランドを管轄)	
⑤ 護岸	
⑥ 護岸(人工リープを管轄)	
⑦ 護岸(人工リープを管轄)	
⑧ 護岸(護岸防波堤)	
⑨ 人工護岸(護岸防波堤)	
⑩ 護岸	

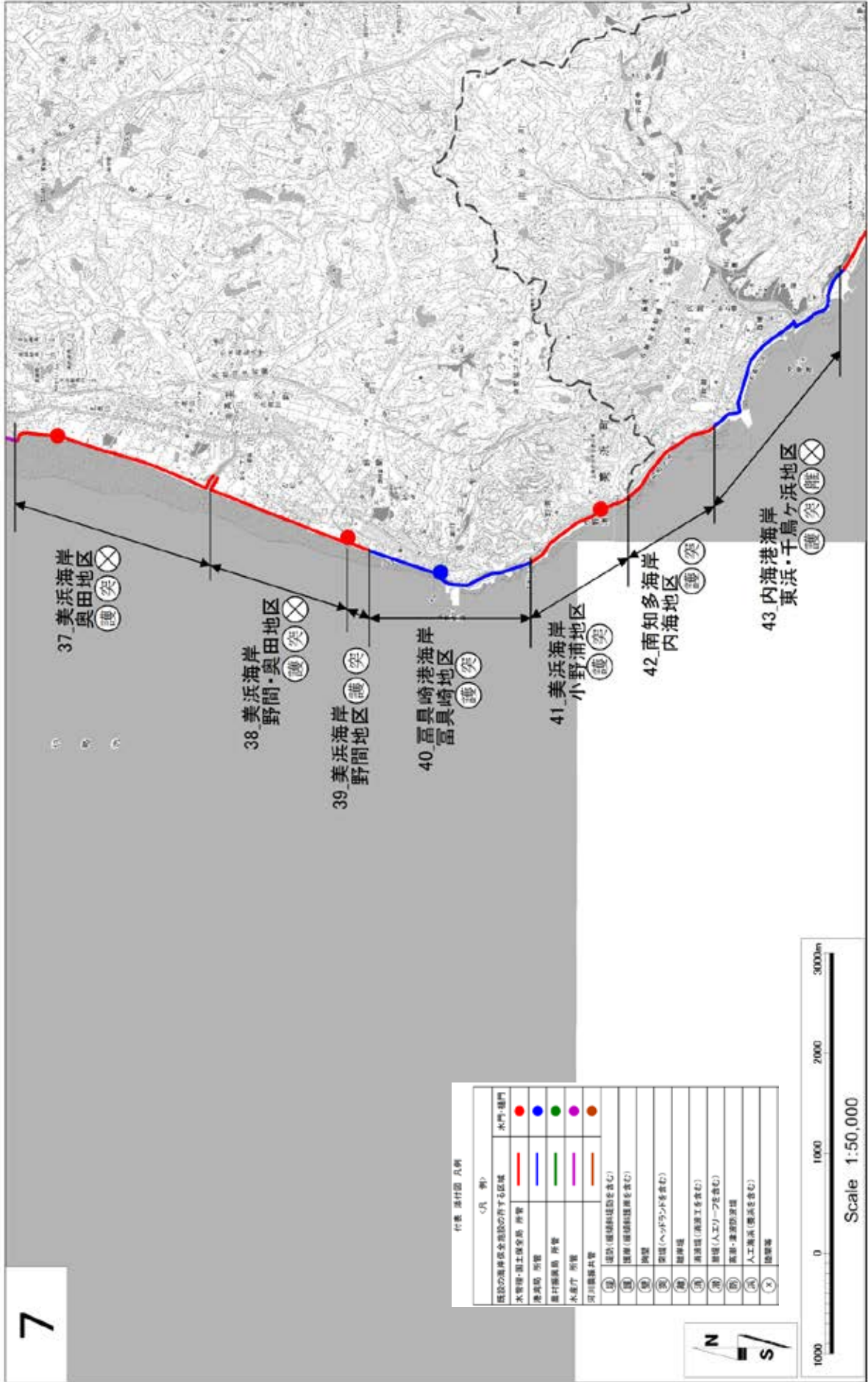


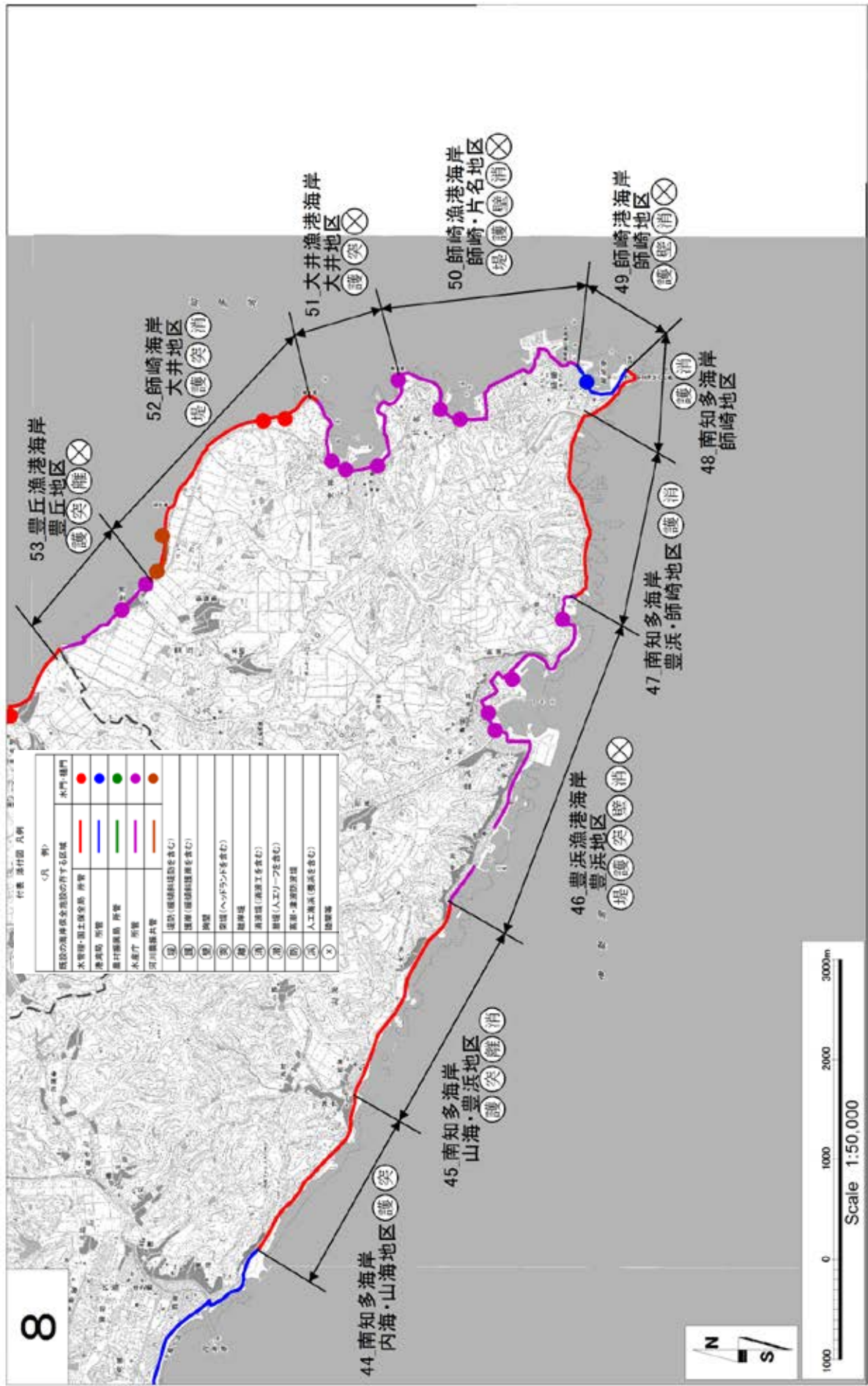
付表 港村図 凡例

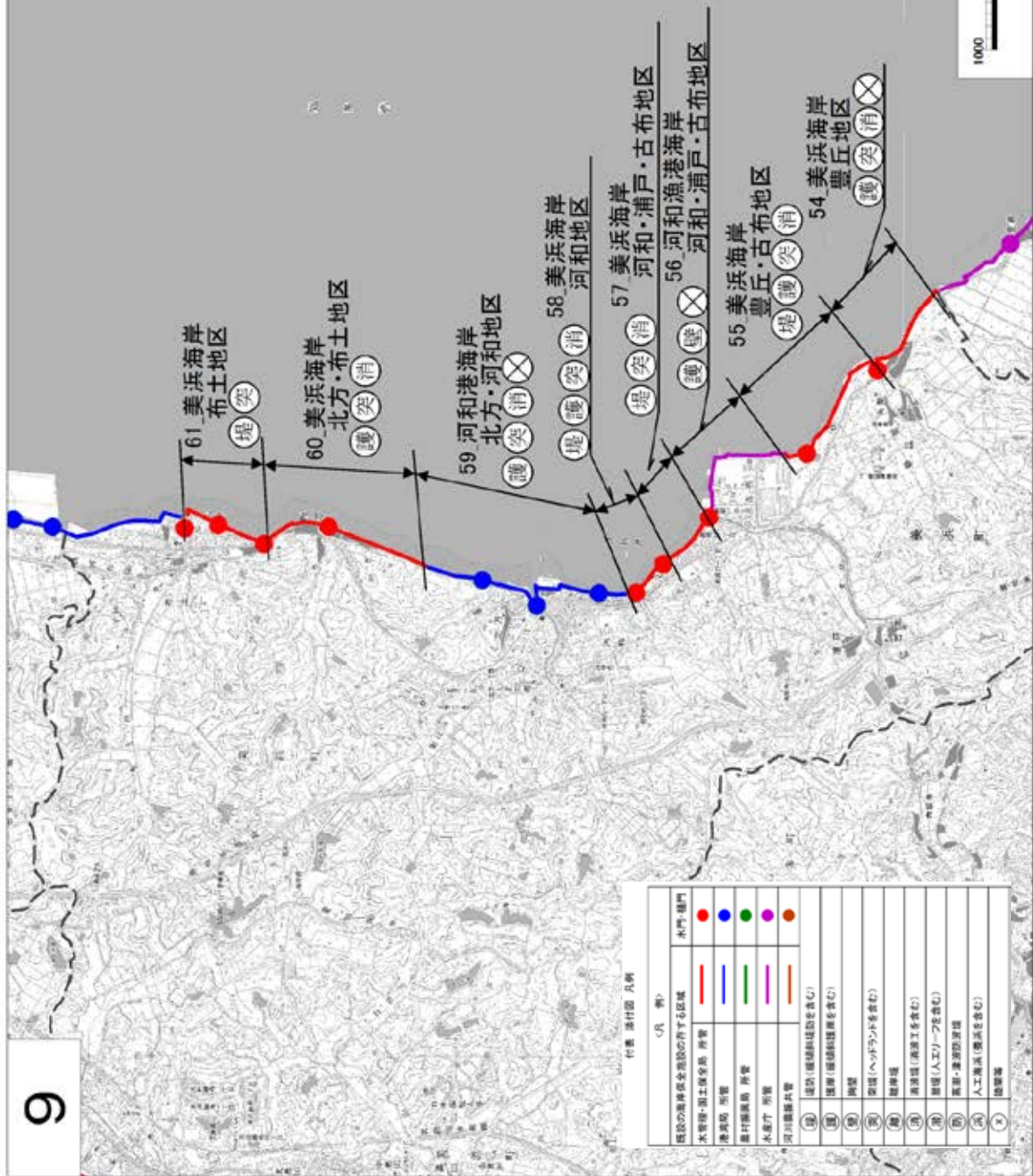
＜凡 例＞	
既設の海岸保全施設が所在する区域	水門・堤門
大型防・固工保岸防 所管	●
海岸防 所管	●
農村集積防 所管	●
水産庁 所管	●
河川機構 所管	●
(注) 堤防(堤防材料堤防を含む)	
(注) 護岸(護岸材料護岸を含む)	
(注) 防壁	
(注) 防堤(ヘッドランドを含む)	
(注) 防壁堤	
(注) 防壁堤(防波工事を含む)	
(注) 防壁(人工リーフを含む)	
(注) 防波・海岸防護堤	
(注) 人工渚浜(渚浜を含む)	
(注) 防波堤	



Scale 1:50,000



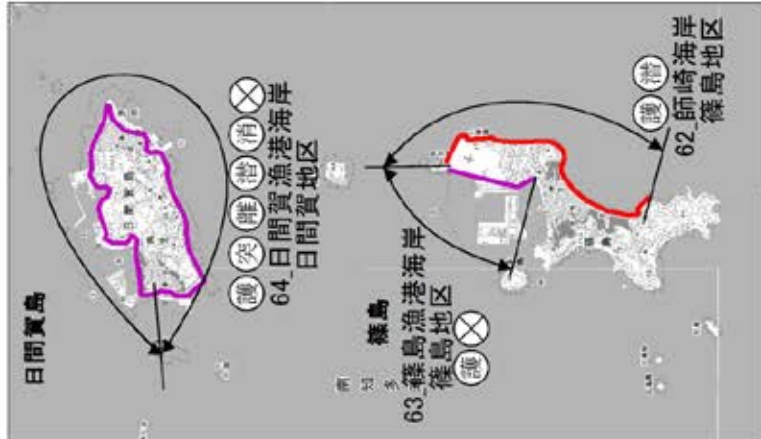




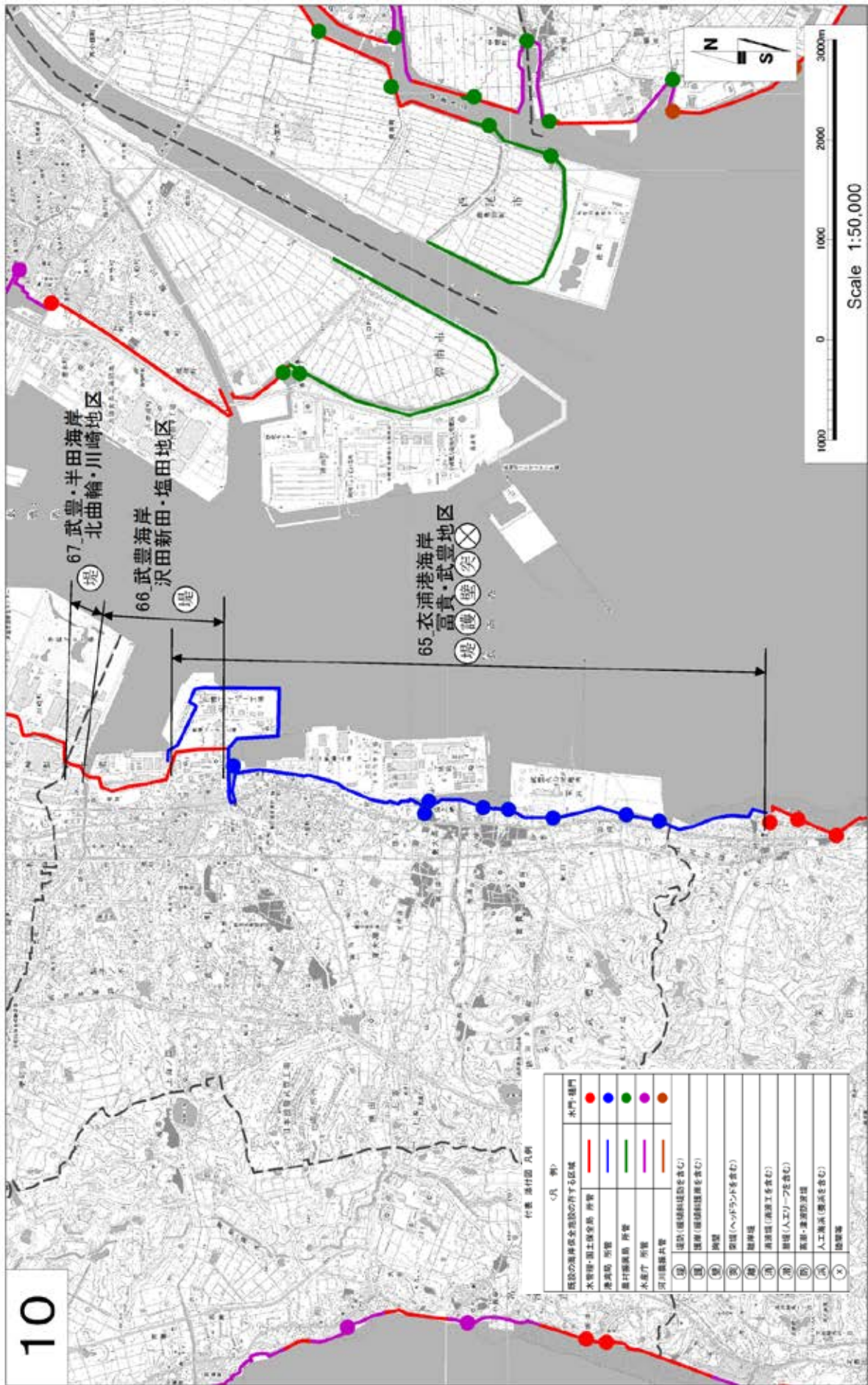
計画 海防圏 凡例

○凡 例○

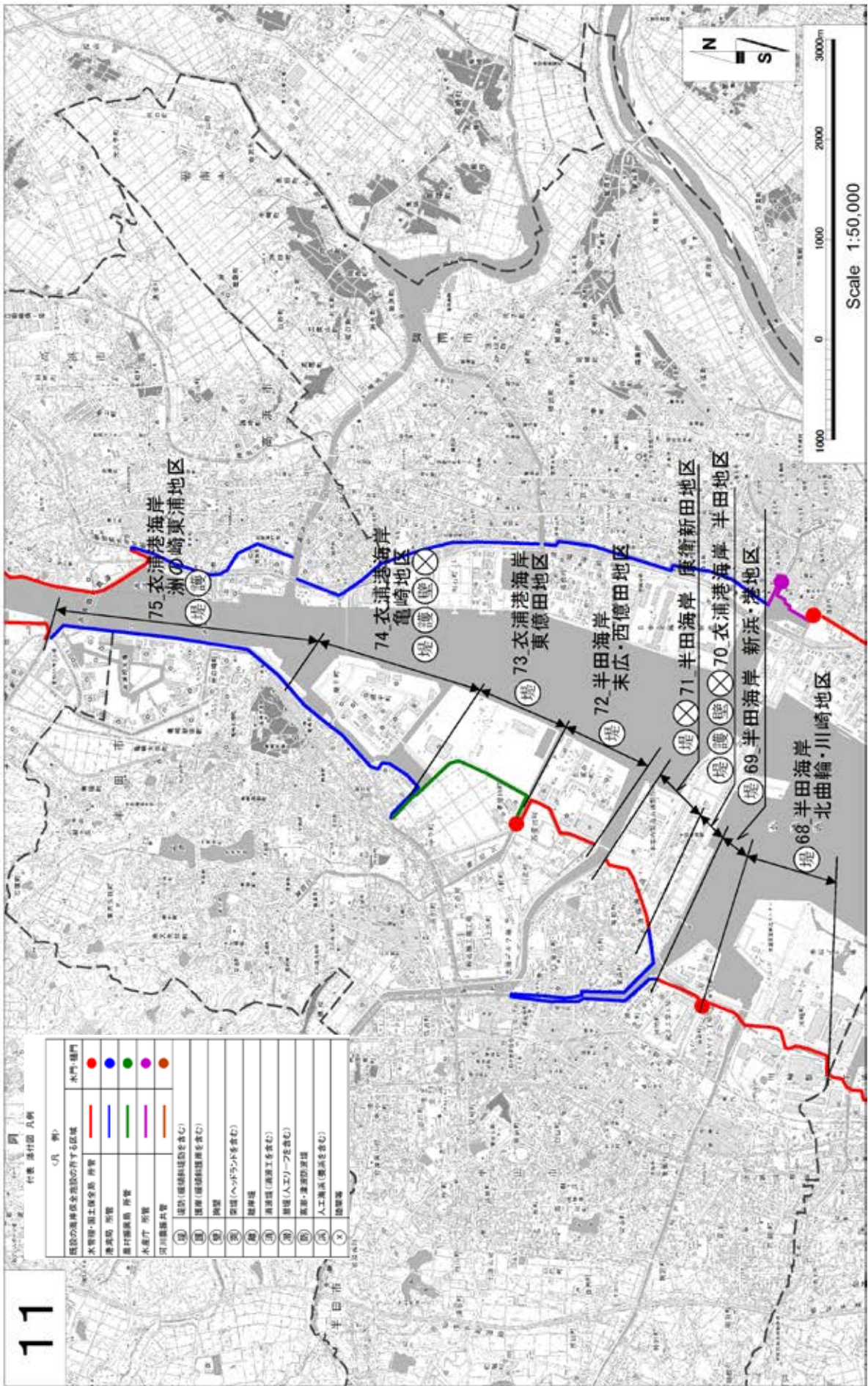
既設の海岸保全施設が有する区域		水門・堤門
水管理・土工保全局 所管	—	●
港湾局 所管	—	●
農林漁業局 所管	—	●
水産庁 所管	—	●
河川漁業共管	—	●
① 堤防(堤防材料堤防を含む)	—	●
② 護岸(護岸材料護岸を含む)	—	●
③ 防波堤	—	●
④ 防波堤(ヘッジランドを含む)	—	●
⑤ 防波堤	—	●
⑥ 防波堤(漁業用を含む)	—	●
⑦ 防波堤(人工リーフを含む)	—	●
⑧ 防波堤(防波堤)	—	●
⑨ 人工海浜(防波堤を含む)	—	●
⑩ 防波堤	—	●



Scale 1:50,000

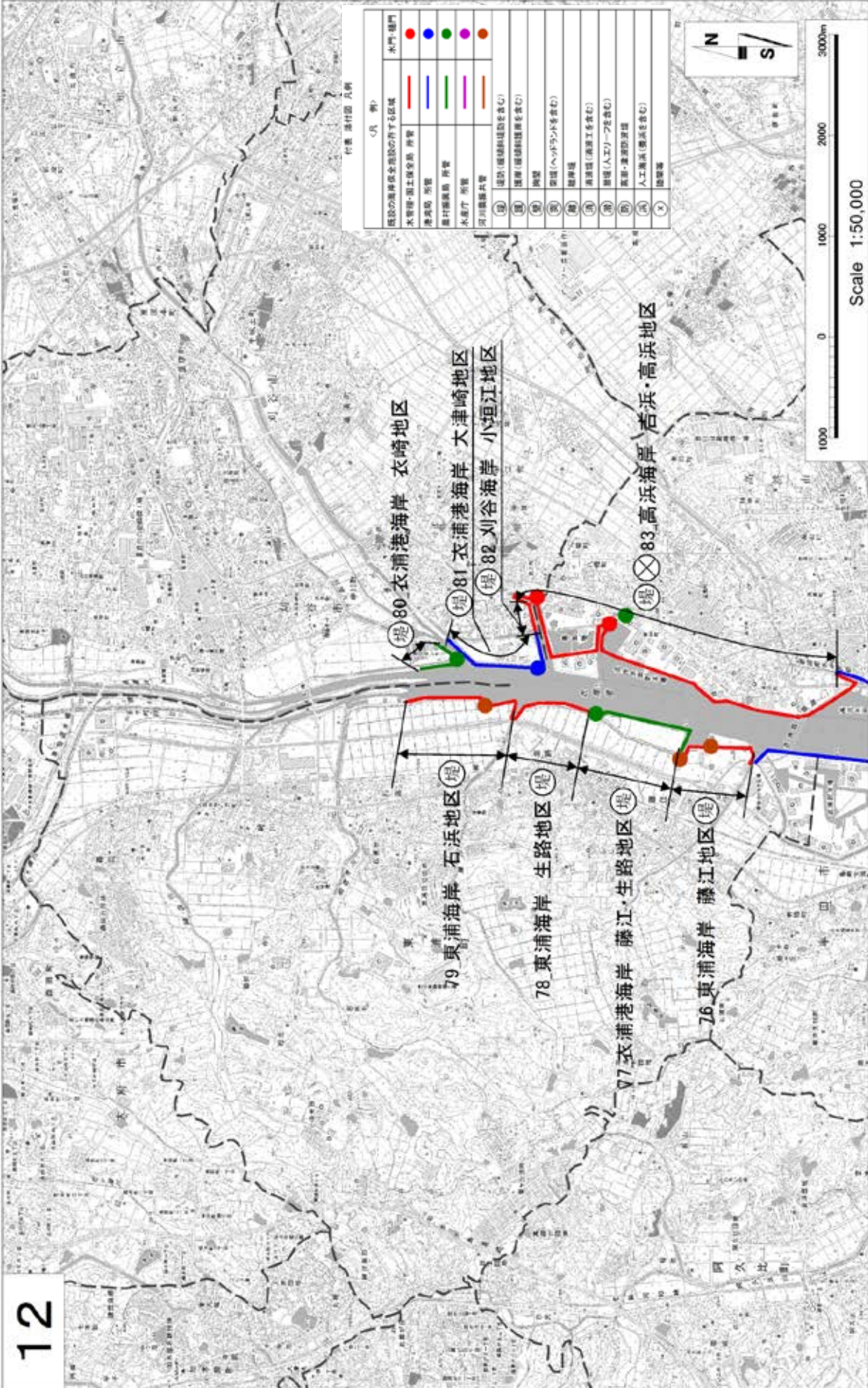


10



11



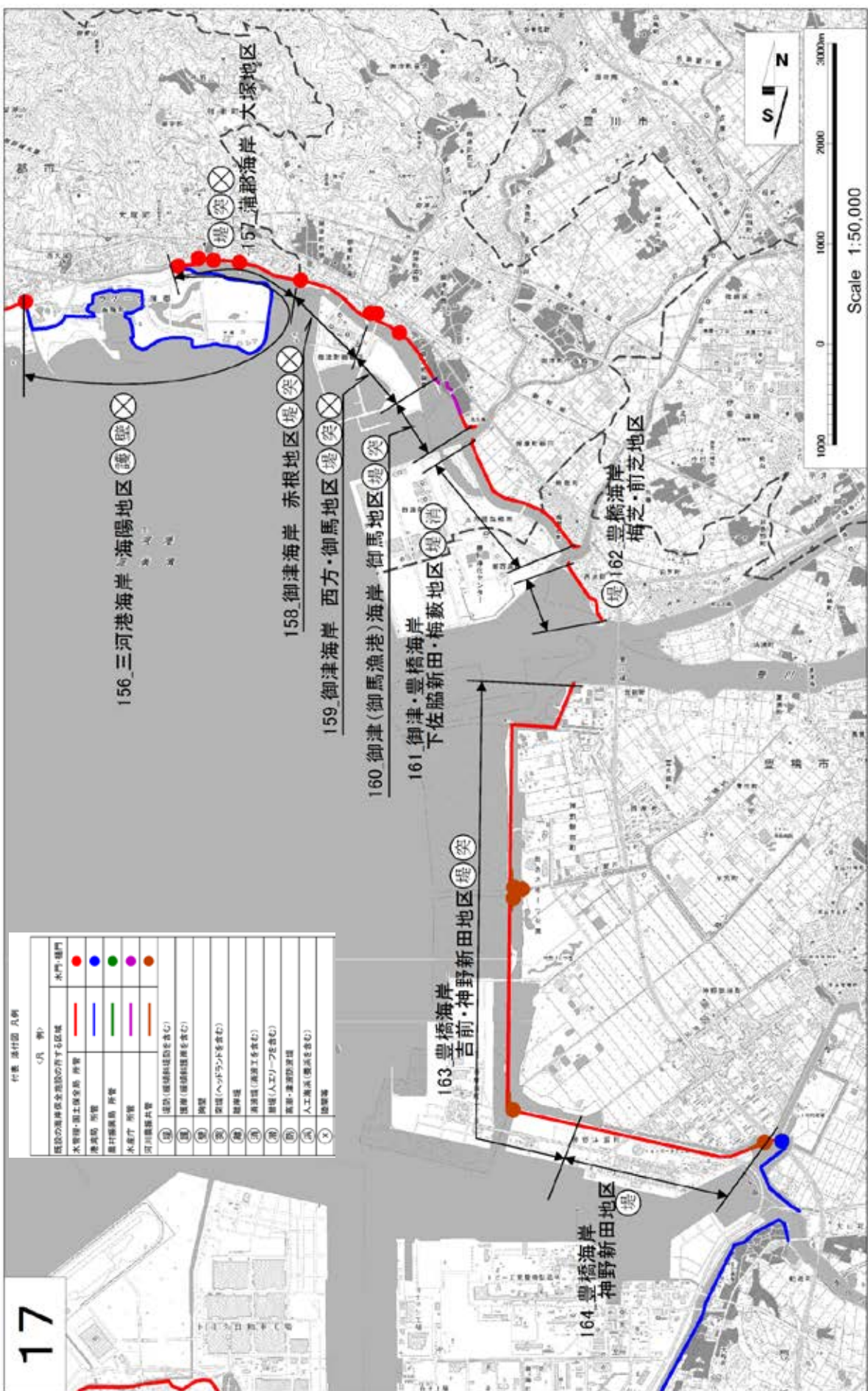








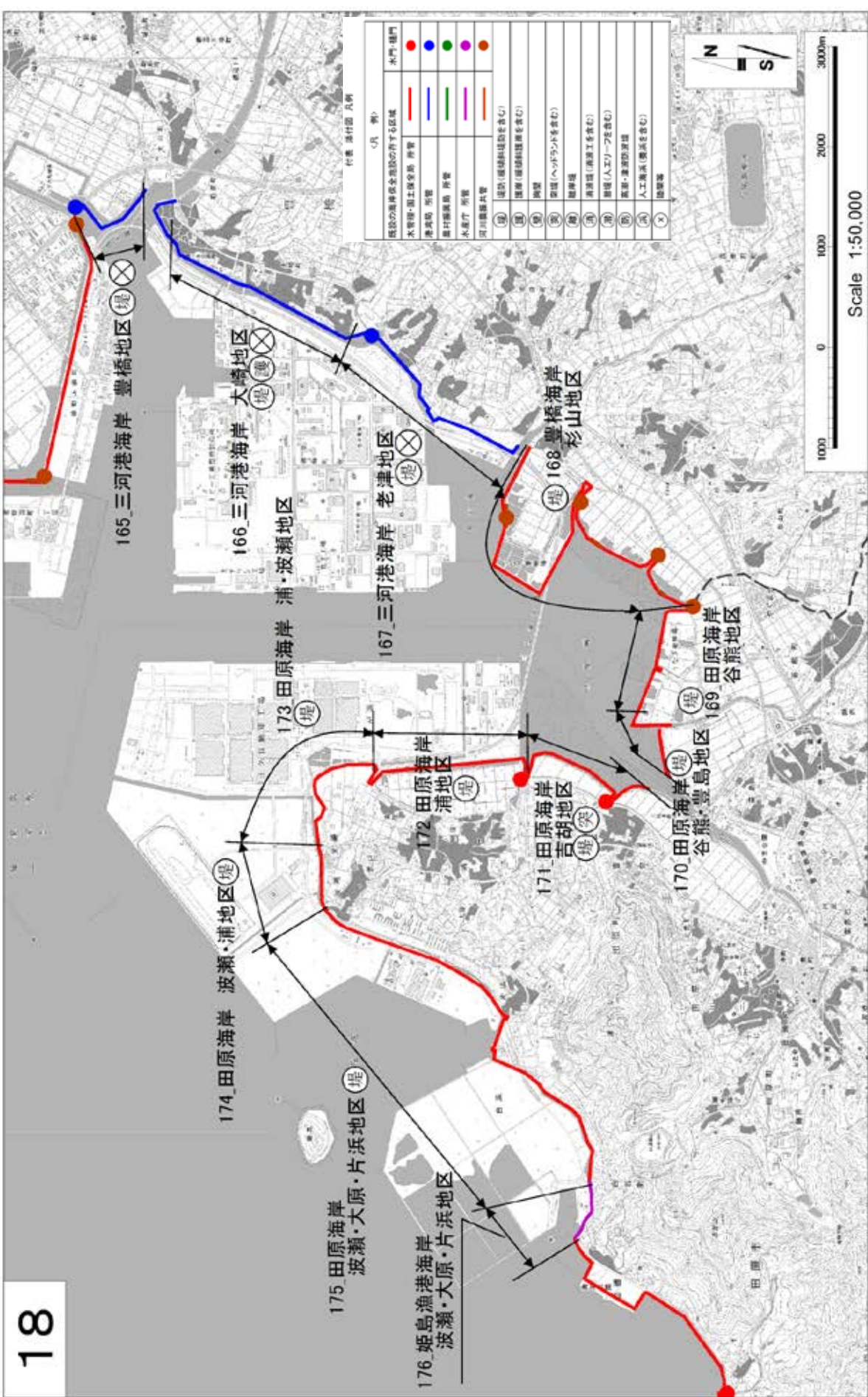


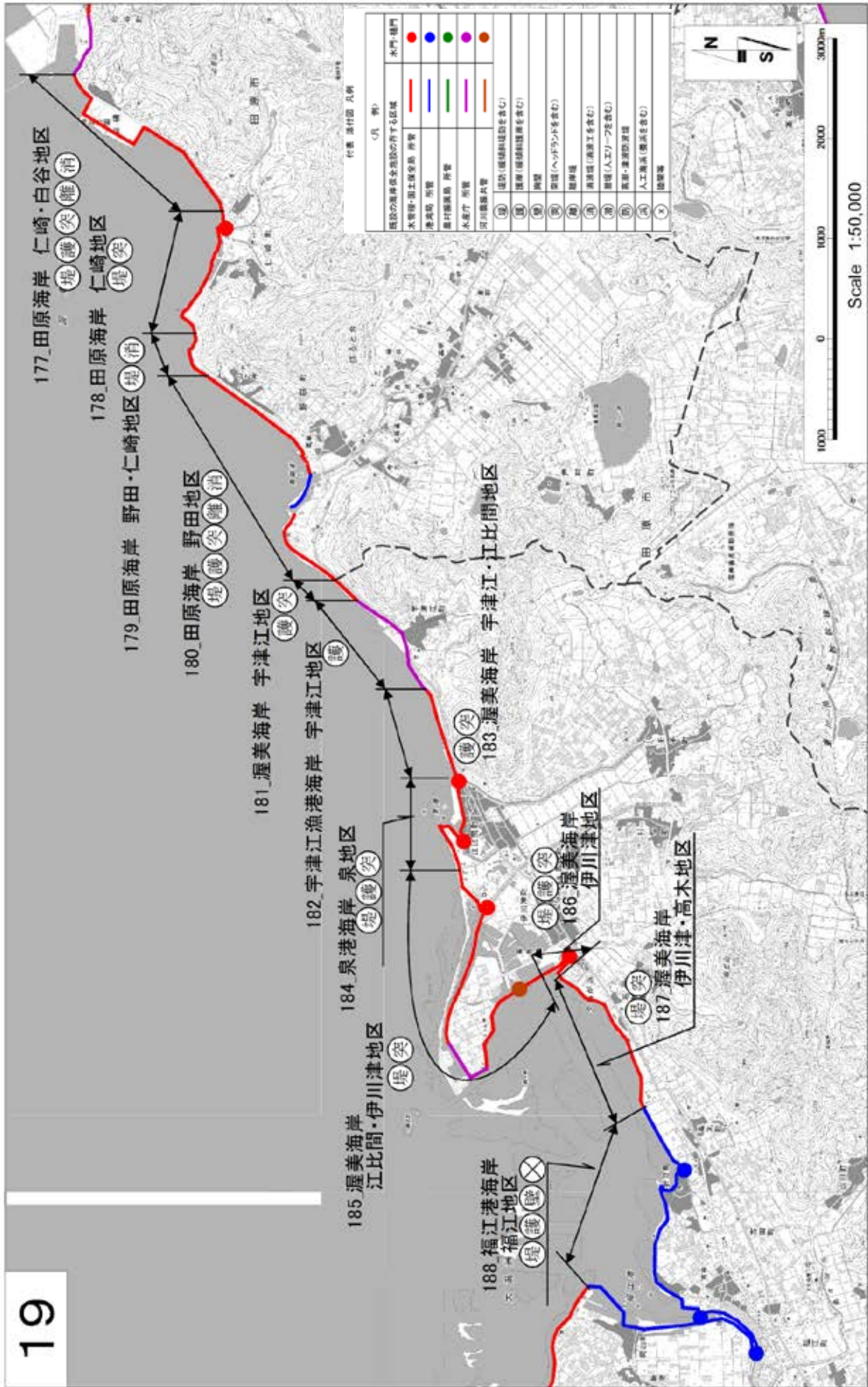


行橋 護村図 凡例

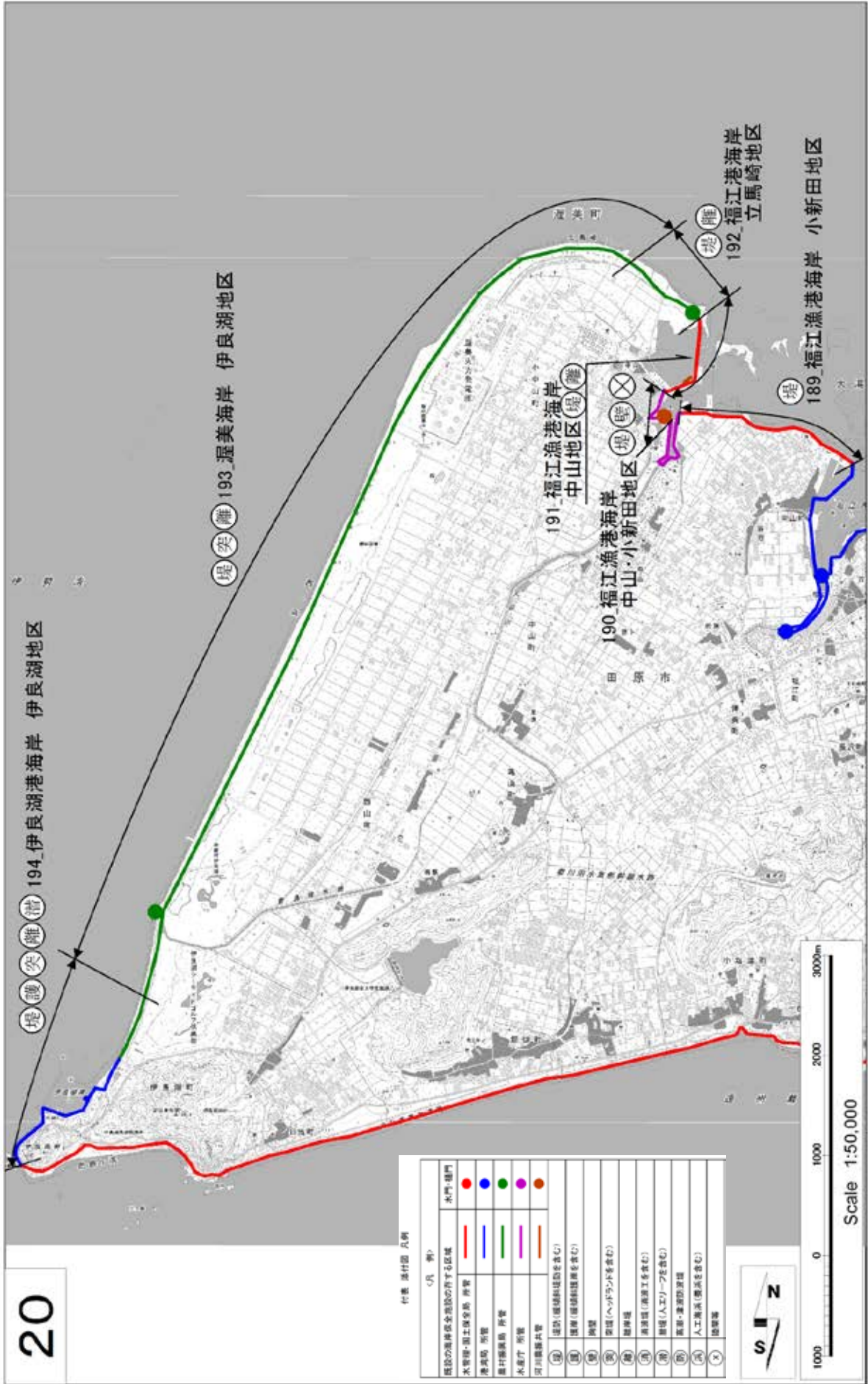
＜凡 例＞		水門・通門
既設の海岸保安施設の有する区域		● 赤
水門等・掘土保全筋	赤線	● 青
港湾防 所管	青線	● 緑
農林部農島 所管	緑線	● 紫
水産庁 所管	紫線	● 赤
河川国庫共管	赤線	
① 堤防(堤防維持運動を中心)		
② 堤防(堤防維持管理を中心)		
③ 堤防		
④ 堤防(ヘリコプターを備わ)		
⑤ 堤防堤		
⑥ 消波堤(消波工を備わ)		
⑦ 防風(人工リーフを備わ)		
⑧ 高脚・兼防波堤		
⑨ 人工海浜(豊洲を備わ)		
⑩ 防波堤		

17



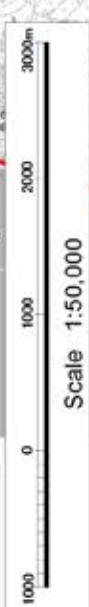






付表 海防施設 凡例

〈凡例〉	
既設の海岸保全施設のある区域	水門・堤門
水防壁・土工保安路 防壁	●
岸防路 防壁	●
農村集積地 防壁	●
水防庁 防壁	●
河川護岸防壁	●
① 堤防(堤脚部建設付含む)	
② 堤防(堤脚部建設無付含む)	
③ 堤防	
④ 防風(ヘッドランド付含む)	
⑤ 防風壁	
⑥ 防風堤(防風工舎付含む)	
⑦ 防風堤(人工リーフ付含む)	
⑧ 防風・津波防護壁	
⑨ 人工海岸(護岸付含む)	
⑩ 防風壁	



## 4. 今後の取組方針

### ○地球温暖化に伴う気候変動への対応

現在、国において検討が進められている「水災害分野に係る気候変動適応策のあり方について」<sup>※1</sup>では、今後、地球温暖化に伴う気候変動により、施設の能力を上回る外力が頻発することや、それを大幅に上回る激甚な外力の発生することの懸念の高まりを指摘している。

さらに、「海岸保全区域等に係る海岸保全に関する基本的な方針」では、背後地の地盤高が低い地域や、人口資産が集積した地域にあつては、過去の津波、高潮等による災害を十分勘案し、必要に応じ、より高い安全を確保することを目標とすると示されている。

愛知県においては、平成 21 年台風 18 号により三河湾を中心に伊勢湾台風級に匹敵する高潮が発生し大きな被害が生じたことを踏まえ、本県の高潮の防護対策のあり方についての検討（平成 23～24 年度「愛知県沿岸部における津波・高潮対策検討委員会」<sup>※2</sup>）を行った。

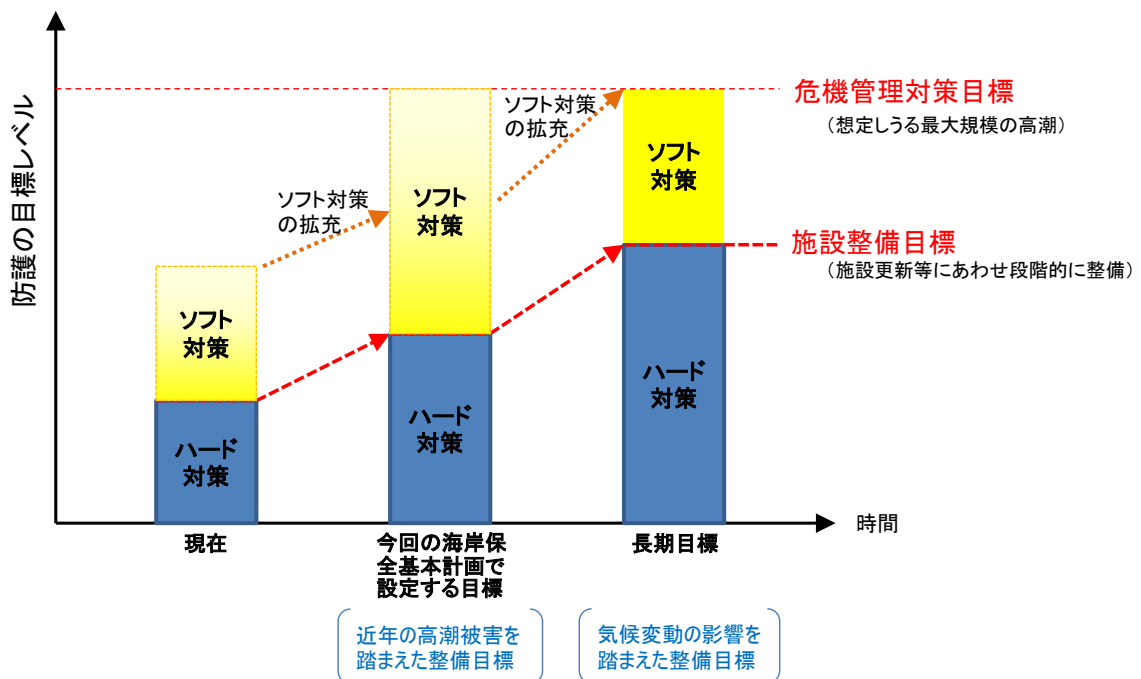
この検討等を踏まえ、高潮防護に関する長期的な視点での「施設整備の目標」を設定し、段階的な整備により防護レベルを向上させていくこと等について、関係管理者等と調整を進めていく。

長期目標に向けた施設整備にあたっては、気候変化による外力の変化に関する研究の進捗を踏まえ、施設更新時など整備を行う時期の検討や、段階的に堤防かさ上げを行うなどの整備手法等について検討する。

また、施設整備目標を超える規模の高潮については、想定し得る最大規模の検討を行うとともに、危機管理対策としての命を守る対策について関係機関と調整・検討を行う。

※1 平成 25 年 12 月 11 日、国土交通大臣より社会資本整備審議会に諮問

### 段階的な防護目標の向上イメージ



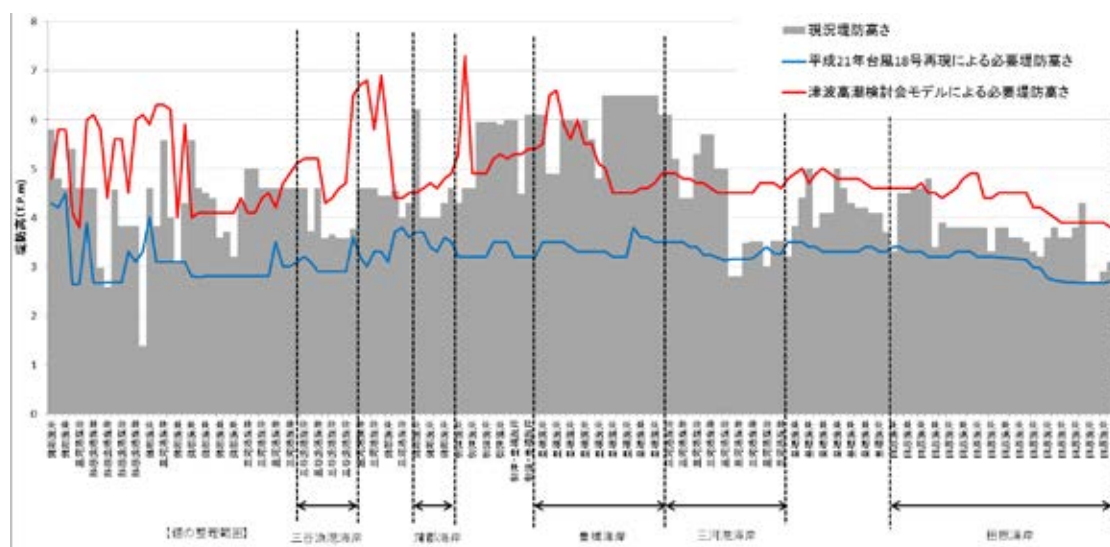
※2 高潮防護に関する長期的目標に関する検討例

施設整備の長期的目標の一つの例として、天文潮位を現在の整備水準である台風期平均満潮位として、実績の台風規模(伊勢湾台風)が、沿岸毎に最も潮位が高くなる「最悪コース」を通過した場合の高潮に対して 50 年確率波高を考慮した場合の必要堤防高を示す。

検討会では、このほかに、天文潮位を朔望平均満潮位や50年後、100年後の海面上昇を見込んだ場合の想定も検討している。

単位:T.P.m

	三谷漁港海岸	蒲郡海岸	豊橋海岸	三河港海岸	田原海岸
現況堤防高さ【注1】	3.6~4.6	4.0~6.2	4.8~6.5	2.8~6.1	2.7~4.8
平成21年台風18号再現による必要堤防高さ【注2】	2.9~3.6	3.3~3.7	3.2~3.8	3.1~3.5	2.7~3.4
津波高潮検討会モデルによる必要堤防高さ (長期的目標の検討の一つ)	4.3~6.5	4.5~4.9	4.5~6.6	4.5~4.9	3.8~4.9



【注1】平成24年機能点検調査結果による

【注2】台風来襲時の潮位を用いるなど、台風再現推算結果に基づき設定した必要堤防高

◎必要堤防高さの値は、護岸形状、堤脚水深など一定の条件で行った計算結果であるため、目安程度の値でしかない。よって、必要堤防高は実施時に精査が必要。



沿岸毎に最も潮位が高くなる想定台風の「最悪コース」の例

ゾーン番号	ゾーン名	対象地点	代表台風コース
1	伊勢湾・衣浦湾	三重県境～矢作古川	①1959年15号(伊勢湾台風)
2	三河湾	矢作古川～伊良湖岬	②1979年20号
3	表浜	伊良湖岬～静岡県境	③1971年29号

## ○地域の実情に配慮した施設整備としての対応

今後の海岸保全施設の整備にあたっては、関係機関及び地域住民等と協議しながら、それぞれの地域事情やまちづくりの方向性等様々な要素を総合的に考慮し、地域における合意形成を十分に行って行くことが重要である。

よって、基本計画の策定から施設整備に至る段階において、地域住民の意見交換や必要に応じて施設整備計画高等の早めの周知を実施するとともに、市町村が策定する防災対策や地域の環境・利用状況と整合をとった施設整備に努める。

## ○社会情勢の変化への対応

本計画策定後において、地域状況の変化や社会経済状況の変化など、様々な要因により海岸を取り巻く状況や海岸への要請に大きな変化が認められた場合、計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容を再整理し、適宜、見直すこととする。そのためにも、自然環境や社会経済状況などについての情報収集・整理や海岸への要請の把握に努めていくものとする。

また、今後、新たな研究成果や検討結果が公表された際には、それらを踏まえた施設整備、津波や高潮の浸水想定となるよう、弾力的な実施・運用を行うこととする。

## ○地域特性に応じた「海岸づくり」

海岸保全施設から守られる地域と海岸との関係は、海岸を観光や漁業として利用している地域、海岸をまちづくりと一体として位置づけている地域、沿岸域と陸域の自然環境の連続性が重要な地域など様々な形態が存在する。

このため、海岸保全施設の整備にあたっては、地域特性に応じた「海岸づくり」が重要であるから、市町村の防災計画との整合をとることや、まちの中に将来の堤防整備高さを表示するなど、計画から整備に至るそれぞれの段階で必要に応じて、関係機関や地域住民等との合意形成を図ることとする。

## ○社会情勢の変化への対応

本計画策定後、土地利用の変化、大規模な海岸災害の発生、将来の気候変動に関する新たな知見の公表、施設整備に関する新技術の開発といった社会経済状況を含めた変化が認められた場合、計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容の検証を行い、また必要に応じて津波・高潮の浸水想定の見直しを行い、計画を適宜見直すこととする。

この見直しが適切に行えるように、海岸保全施設の機能の状況、海岸を巡る自然環境、社会経済状況などの把握していくこととする。